

総合評価落札方式の手引き

[第7版]

- ・特別簡易型
- ・簡易型
- ・標準型

平成29年6月

(平成29年6月22日以降に入札公告する工事から適用)

公立大学法人和歌山県立医科大学

1 本手引きの目的

公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「法人」という。)が発注する建設工事の一層の品質確保・品質向上を図ることを目的とした総合評価落札方式による入札を実施するための事務手続き等について、法人総合評価落札方式実施要綱第13条の規定に基づき本手引きを定める。

2 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、建設工事の品質かつ経済性の向上を目的として、従来の価格のみの競争ではなく、入札参加者からの積極的な技術提案と価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

3 総合評価落札方式を適用する工事

法人発注の「予定価格(税抜き)」(予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ)が3,000万円以上の建設工事に総合評価落札方式を適用することを原則とする。

4 総合評価落札方式の型式と適用金額等

表－1

形式	適用金額(予定価格)		方式の特徴			備考
	原則	※臨時措置	技術的特性	技術提案の目的	価格以外の要素	
(1) 特別 簡易型	3,000万円 以上	※特別 簡易型	・技術的な 工夫の余地が 特に小さい 工事	・施工の確実性を 確保するための 施工体制が重要	・技術者の資格、工事 成績等	※和歌山県は緊急の経済対策のため、手続き期間の短縮と早期発注を目指して左記のとおり適用金額の臨時措置をとっているが、法人も同期間、同措置をとることとする。
	5,000万円 未満	3,000万円 以上				
(2) 簡易型	5,000万円 以上	1億円 未満	・技術的な 工夫の余地が 小さい工事	・施工の確実性を 確保するための 技術提案が重要	・簡易な施工計画、 技術者の資格、工事 成績等	
(3) 標準型	1億円 以上	—	・高度な技術 提案を要する 以外の工事	・発注者が求める 工事内容を実現する 上での施工上の 技術提案が重要	・環境の維持、交通の 確保、特別な安全 対策等	

(※注) 工事の内容(解体撤去のみの工事等)によっては、上表によらず特別簡易型を採用することがある。

5 入札方式等の選定

法人は入札参加資格等を入札後に審査する「事後審査型」の条件付き一般競争入札のみを対象とするものとし、発注者が示す仕様どおりに確実に施工する能力を評価する「特別簡易型」や「簡

易型」については、最低制限価格を設定するものとする。(表－1(※注)記載の場合等を除く。)

6 学識経験者の意見聴取

学識経験者の意見聴取については、「落札者決定基準を定めるとき」には、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならぬこととし、当該意見聴取の際に「落札者を決定するとき」に改めて意見を聴く必要があると判断された場合は「落札者を決定するとき」にあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

学識経験者は和歌山県建設工事等総合評価審査委員会(事務局:技術調査課)の委員とする。意見聴取は和歌山県建設工事等総合評価審査委員会の開催時に行うものとする。

7 総合評価落札方式による落札者の決定

(1) 総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、法人低入札価格調査実施要領(平成21年6月17日制定)に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認めた者は除くものとする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ等により順位を決定するものとする。

(2) 評価方式は除算式を原則とし、評価値は次式により得られる値とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格(千円)}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点(基礎点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格(千円)}} \times 10^5$$

評価値は小数第4位止めとし、第5位を四捨五入するものとする。

(3) 標準点(基礎点)及び加算点とは、以下のとおりである。

ア 標準点

最低限の要求要件を満足する場合に標準点(基礎点)を与え、標準点は100点とする。

イ 加算点[価格以外の評価点]

加算点の評価項目、評価内容及びその評価内容での得点の最高値は、各採用型ごとに示す表－2から表－5までのとおりとする。

表－2 特別簡易型 (6点以内で適宜定める。)

評価項目	評価内容	得点
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	1.0
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	1.0
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	1.0
	(4)継続教育(CPD)の取組状況	1.0
地域貢献	(1)本店の有無	1.0
	(2)県産品、リサイクル製品の積極利用	1.0

*評価内容における評価基準と配点は<実施手順・様式集－1> 別記参考様式－1

(その1)の「価格以外の評価点」欄中、「評価内容」の右欄に記載

表－3 簡易型 (8点以内で適宜定める。)

評価項目	評価内容	得点
配置予定技術者 の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	1.0
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	1.0
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	1.0
	(4)継続教育(CPD)の取組状況	1.0
地域貢献	(1)本店の有無	1.0
	(2)県産品、リサイクル製品の積極利用	1.0
簡易な施工計画	(1)品質管理、工程管理等についての技術提案	2.0

*評価内容における評価基準と配点は<実施手順・様式集－2> 別記参考様式－1
(その2)の「価格以外の評価点」欄中、「評価内容」の右欄に記載

表－4 標準型 県内企業限定工事 (12点以内で適宜定める。)

評価項目	評価内容	得点
配置予定技術者 の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	1.0
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	1.0
	(3)優良施工者受賞の有無又は平成〇〇年度以降の和歌山県優良工事表彰受賞の有無	1.0
	(4)継続教育(CPD)の取組状況	1.0
地域貢献	(1)本店の有無	1.0
	(2)県産品、リサイクル製品の積極利用	1.0
	(3)企業育成への取り組み	1.0
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容、定量的な評価項目、定性的な評価項目等	5.0

*評価内容における評価基準と配点は<実施手順・様式集－3> 別記参考様式－1
(その3)の「価格以外の評価点」欄中、「評価内容」の右欄に記載

表－5 標準型 県外企業を含む工事 (13点以内で適宜定める。)

評価項目	評価内容	得点
配置予定技術者 の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	1.0
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	1.0
	(3)継続教育(CPD)の取組状況	1.0
地域貢献	(1)本店の有無	1.0
	(2)県産品、リサイクル製品の積極利用	1.0
	(3)企業育成への取り組み	1.0
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容、定量的な評価項目、定性的な評価項目等	5.0
企業の施工能力	(1)県内での優良施工実績	2.0

*評価内容における評価基準と配点は<実施手順・様式集－3> 別記参考様式－1
(その4)の「価格以外の評価点」欄中、「評価内容」の右欄に記載

(4) 落札イメージ

[サンプル例] 特別簡易型による落札決定

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格(千円)}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点(基礎点) + 加算点}}{\text{入札価格(千円)}} \times 10^5$$

- ・標準点 = 100
- ・加算点の満点 = 5

予定価格	48,000 千円
------	-----------

[入札結果]

	A 社	B 社	C 社
標準点	100	100	100
加算点	3.0	2.0	4.0
技術評価点	103.0	102.0	104.0
入札価格	41,700	41,800	42,000
評価値	247.0024	244.0191	247.6190
順位	2	3	1
落札者			○

8 落札者決定基準

落札者決定基準とは、概ね次の（1）から（3）までをいう。

- （1）落札者の決定方法 ···· 7-（1）
- （2）総合評価の方法 ···· 7-（2）
- （3）価格以外の評価点 ···· 7-（3）

9 各採用型ごとの実施手順と様式等

各採用型ごとの実施手順、落札者決定基準(案)、技術提案作成要領、入札公告例及び関係様式等を以下の<実施手順・様式集>に記載する。

- （1）特別簡易型 ···· < 実施手順・様式集-1 >
- （2）簡易型 ···· < 実施手順・様式集-2 >
- （3）標準型 ···· < 実施手順・様式集-3 >

< 実施手順・様式集-1 >

1 特別簡易型の評価項目における評価基準

手引き7-(3)「表-2」の評価項目における評価基準は別記参考様式-1(その1)のとおりである。

2 実施手順

【 法人 】

【 入札参加者 】

落札者決定基準(担当課(室)作成)



法人競争入札審査委員会で審議(案)決定



↓ …… 意見聴取依頼



学識経験者の意見聴取



意見聴取を受けて落札基準を決定



入札公告 …… 別記参考様式-2



* 必要書類 ←————→ 必要書類入手

技術提案作成要領 …… 別記参考様式-3
設計図書等



入札
(落札決定保留) 【※1(開札)】



【※2】 ↓ 技術提案の評価



技術提案の評価 (失格とした場合) → 技術提案失格通知書 別記3号様式

入札公告記載の入手方法で、

必要書類入手

入札書

工事費内訳書

技術提案提出書 ……

様式1

提案様式1~3

落札候補者の決定 ←————→

2日以内に要求された提案等提出

【※3】 ↓ 入札参加資格審査(落札候補者)



法人競争入札審査委員会で審査・決定



総合評価による落札者の決定・公表 【※4】

(大学ホームページで公表 別記2-1号様式)

《実施手順に係る留意事項》

※ 1 開札

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書（別記2-1号様式）を作成し、公表するものとする。（総合評価を行うため落札者決定を保留する旨記載の事）

※ 2 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、技術提案の評価を行うものとし、評価結果は入札経過書に記載するものとする。

※ 3 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、公立大学法人和歌山県立医科大学競争入札審査委員会（以下「競争入札審査委員会」という。）において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。技術提案の内容が適切でなく、失格とした場合は技術提案失格通知書（別記3号様式）により通知するものとする。この場合、学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、競争入札審査委員会に諮るものとする。

※ 4 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して口頭で回答するものとする。

別記参考様式－1

(その1)

別紙－1 総合評価方式(特別簡易型) 落札者決定基準(案)								
公立大学法人和歌山県立医科大学 課(室)								
工事名								
工事場所								
予定価格								
工事概要								
各評価項目の選定理由								
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考			
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上 ②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0)/10.0$ ⑤55点未満	1.0 1.0 ~ -1.0 -1.0	✓ 1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績が無い場合は、65点とする。			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士 ②2級土木施工管理技士 ③上記以外	1.0 0.5 0.0	✓ 1.0	※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。			
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技士 ②2級舗装施工管理技士 ③舗装施工管理技士の資格なし	1.0 0.5 0.0	✓ 1.0	【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事で選択】			
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得) ③なし	1.0 0.5 0.0	✓ 1.0	※建設系継続教育は以下の団体とする。 ・空気調和、衛生工学会・建設コンサルタント協会 ・地盤工学会・全国土木施工管理技士会連合会 ・土木学会・日本環境マネジメント協会・日本技術士会 ・日本造園学会・日本都市計画学会・農業農村工学会 ・日本建築士会連合会			
	小計			✓ 3.0~4.0				
	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の〇〇内に本店を有する ②上記以外	1.0 0.0	✓ 1.0				
	地域貢献	① 過去2年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり 同 2件以上5件未満	1.0 0.5	✓ 1.0	※「過去2年間」とは、当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までを対象とする。 ※「過去1年間」とは、入札書を提出した日から起算して1年前までを対象とする。			
		②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり ③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記されていない県産品等を1品目全数使用を提案 ④上記①②③以外	1.0 1.0 0.0					
		小計			✓ 2.0			
		合計			✓ 5.0~6.0			
標準点(基礎点)	100点							
加算点	換算は行わない							
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点							
評価値	(技術評価点／入札価格(千円)) × 10 ³							
※	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。 ・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。 例：建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。 ・選択項目で選択しなかった項目は削除すること ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。 							

別記参考様式－1 (その1)の評価基準、配点及び備考の留意事項

配置予定技術者の能力

(1) 過去4年間の配置予定技術者の工事成績

過去4年間の配置予定技術者の工事成績については、当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして完成し、引渡しが完了した工事に主任（監理）技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の和歌山県の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う工事（知事部局又は教育委員会所管事業で出先機関（振興局建設部等）が発注する工事を含む。）に限るものとし、業種は問わないものとする。

なお、主任（監理）技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者となる資格を有し、現場代理人として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）工事成績は対象としないものとし、原則として工期の1／2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の場合は出資比率20%以上の場合のみ対象とする。

また、実績がない場合には65点とみなすこととする。

なお、工事成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

例：実績が1件で工事成績が71点の場合、0.6点の配点となる。

$$1.0 \times (71-65)/10 = 0.6$$

例：実績が3件で工事成績の平均値が67点の場合、0.2点の配点となる。

$$1.0 \times (67-65)/10 = 0.2$$

(2) 継続教育（CPD）の取り組み状況

CPDの証明書は、建設系継続教育の内、当該技術者が主任（監理）技術者となり得る資格に関する各学協会において証明（推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）を得たものを上位に評価する。例えば、1級土木施工管理技士の場合は社団法人全国土木施工管理技士会連合会、技術士の場合は技術士会が発行する証明書とする。

また、その他の建設系継続教育の証明（推奨単位以上）がある場合も評価するものとし、建設系継続教育と認めるものは以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|--------------|---------------|
| ・空気調和、衛生工学会 | ・建設コンサルタント協会 | ・地盤工学会 |
| ・全国土木施工管理技士会連合会 | ・土木学会 | ・日本環境アセスメント協会 |
| ・日本技術士会 | ・日本造園学会 | ・日本都市計画学会 |
| ・農業農村工学会（旧農業土木学会） | ・日本建築士会連合会 | |

各団体の推奨単位については、参考資料に記載する。

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日から入札書を提出した日までの期間が、3ヶ月以内のものに限る。なお、証明書の発行日は書面による技術提案提出日以前のものであること。

地域貢献

(1) 本店の有無

本店の有無で、地域要件が単独市町村となる場合でも評価対象とするものとする。

(2) 県産品、リサイクル製品の積極利用

県産品、リサイクル製品の積極利用については、下記の①②③の基準で評価する。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

① 当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった工事（知事部局又は教育委員会所管事業で出先機関（振興局建設部等）が発注する工事を含む。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

② 入札書を提出した日から起算して1年前までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった工事（知事部局又は教育委員会所管事業で出先機関（振興局建設部等）が発注する工事を含む。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

③ 仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

なお、評価対象とする県産品、リサイクル製品は下記のものとするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、加点評価しない。

また、この場合の評価結果は「和歌山県けんさんびん登録制度」の登録を担保するものではない。

○けんさんびん登録制度において認定されている県産品建設資材

○県産認定リサイクル製品

○和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす県産品建設資材

・第1号 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品

・第3号 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

別記参考様式－2 (特別簡易型)

入札公告例

○○○○工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

○○年月日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 ○○ ○○

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 ○○第○号
- (2) 工事名 ○○○○工事
- (3) 工事場所 ○○市(○○町) ○○地内
- (4) 工事概要 (例: ○○棟 鉄筋コンクリート3F建 改修面積 ○○平方メートル)
- (5) 工期 ○○日間 (○○年月日まで)
- (6) 予定価格 ○○○○円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 最低制限価格 設定有り・事後公表
- (8) 施工形態 単体企業 (経常建設共同企業体を含む。以下同じ。)
- (9) 本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有・無
中間前払金 有・無
部分払 有・無
- (11) 契約の保証 要・不要

(12) 各会計年度における請負代金の支払限度額

- ア ○○年度 請負代金の約○○%の金額
- イ ○○年度 請負代金の約○○%の金額

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程(平成18年4月1日制定。以下「契約事務取扱規程」という。)第3条及び第4条各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有すること。
- (4) 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有すること。
- (5) 建設業法に基づく○○工事業の特定建設業の許可を受け、継続して○年を経過している者であること。
- (6) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (9) 談合等による損害賠償請求を和歌山県又は公立大学法人和歌山県立医科大学から受けている者であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
- (11) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- (12) ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の施工実績を有すること。
- (13) ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての施工経験をもつ専任の監理技術者を配置できること。
- (14) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）に規定する入札参加資格認定通知書において、○○工事業の入札参加可能ランクが○ランクであり（入札参加可能ランク欄に○のみが記載されている場合だけでなく、複数のランクが記載されている場合でも、その中に○が含まれていれば該当する。）、かつ○○工事業の総合点数が○○○点以上であること。
- (15) ○○工事の監理技術者が○名以上在籍すること。

3 入札参加手続き等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術提案の提出等、当該審査に係る事前の手続きは要しない。

(2) 技術提案作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 ○○年月日（）から○○年月日（）までの公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年和医大規程第58号）第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 14に掲げる場所で交付する。

（2）技術提案作成要領は和歌山県立医科大学ホームページ入札情報（以下「大学ホームページ」という。）（<http://www.wakayama-med.ac.jp/nyusatsu/index.html>）に掲載する。

(3) 設計図書等は、入札参加希望者に無料で次により貸与する。

ア 貸与期間 ○○年月日（）から○○年月日（）までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで

イ 貸与場所 14に掲げる場所で貸与する。

ウ 設計図書等は入札時に返却すること。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 ○○年月日（）午前9時から○○年月日（）午後5時までの日間

イ 受付方法 公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領（平成21年6月17日制定。以下「実施要領」という。）に定める質問書により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 14に掲げる場所で受け付ける。

エ 回答予定日 ○○ 年 月 日 ()

オ 回答の閲覧方法 和歌山県立医科大学ホームページ入札情報（以下「大学ホームページ」という。）（<http://www.wakayama-med.ac.jp/nyusatsu/index.html>）に掲載する。

※3 (2) 枠内を用いる場合は、この枠内を用いる

オ 回答の閲覧方法 大学ホームページに掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 開札予定日時及び場所

ア 開札日時 ○○ 年 月 日 () 午後○時から

イ 開札場所 ○○市(町) ○○○○

公立大学法人和歌山県立医科大学 ○階 ○○室

(2) 入札書等の提出について

ア 入札参加者は、入札書、工事費内訳書及び和歌山県の建設工事入札参加資格を代表権委任者（支店長、営業所長等）として認定されている入札者にあっては、契約に伴う一切の権限を委任されていることを証する委任状（原本又は原本証明をしたもの）（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（経常建設共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（経常建設共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、(1) のイに示す場所に持参し提出しなければならない。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

イ 入札書は代表者の記名押印したものとし、入札書を投函する者は代表者からの委任を要さない。

なお、入札書は、工事費内訳書及び技術提案のうち提案様式1から3までを添付しなければならない。なお、提案様式は該当しない場合でも、該当無き旨記載の上、全て提出すること。

ウ 入札書等の提出期限は、(1) のアに定めた開札予定時刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間（以下「提出期間」という。）とする。

エ 入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない。

オ 提出期間外に提出した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

カ 提案様式1から3までに添付する資料及び入札参加資格を確認するための資料は開札後に提出を求めるものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第12条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札方法

落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付義務は免除する。

(6) 契約保証金に関する事項

ア 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

イ 契約保証金の納付の方法、納付の免除等は、契約事務取扱規程第31条から第33条までの規定に定めるところによる。

(7) 入札の不成立

開札日において、実施要領第13条の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。

(8) 失格について

実施要領第14条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

※再度公告をして行う入札においては、(7)、(8)に代わり、この枠内
を用いる

(7) 失格について

実施要領第14条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札状況の公表予定

公表日 ○○年月日()

(2) 落札予定について

落札予定日 ○○年月日()

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、大学ホームページに掲載する。

6 審査に関する事項等

(1) 入札参加資格要件の審査は、実施要領第17条の規定に基づき、提出された技術提案等で判断する。

(2) 一度提出された技術提案の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

7 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 入札執行者は、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて

落札者を決定する。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に關係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(2) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を与える。加算点の最高点数は〇点とする。

また、標準点は 100 点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもつて行う。

(3) 価格以外の評価点

1) 評価項目

ア 配置予定技術者の能力

(ア) ○○年 4 月 1 日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500 万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う和歌山県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）で当該配置予定技術者が主任（監理）技術者として従事した工事の工事成績評定点の平均値

(イ) 主任（監理）技術者の保有する資格

(ウ) 繼続教育（CPD）の取り組み状況

イ 地域貢献

(ア) ○○○の本店の所在の有無

(イ) 県産品、リサイクル製品の積極利用の状況

2) 留意事項

ア 1) ア及びイの評価項目の詳細は技術提案作成要領による。

イ 技術提案に記載のない場合、又は適正と認められない場合は失格とすることがある。

ウ 受託者の責で採用された技術提案のとおりに施工がなされなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。また、引渡し後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、工事成績評定の減点を行う。

8 入札参加資格要件不適格の決定

(1) 落札候補者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知をするものとする。

(2) 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

9 入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明

8-(1)による通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、実施要領第21条の規定に基づき、当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

10 契約に関する事項

落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第3条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、法人は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

11 留意事項

4 (2) アに規定する工事費内訳書の様式については、3-(3)-アの間、14に掲げる

場所で交付する。

12 特記事項

開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第17条の規定に基づく技術提案の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。

13 封筒の記載例

工事年度・工事番号 ○○年度○○○第○○○号
工事名 ○○○工事
工事場所 ○○市（町）○○地内
商号又は名称（経常建設共同企業体の場合は共同企業体名）

建設業許可番号（経常建設共同企業体の場合は共同企業体代表幹事の建設業許可番号）

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先（電話番号） _____

担当者連絡先（ファクシミリ番号） _____

14 その他

この条件付き一般競争入札及び契約事務の担当する発注課（室）の名称及び所在地

（1）名称

公立大学法人和歌山県立医科大学 ○○課（室）

（2）所在地

○○市（町）○○○

郵便番号 ○○○-○○○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○

e-mail ○○@wakayama-med.ac.jp

別記参考様式－3 (特別簡易型)

技術提案作成要領

1 工事概要

- (1) 工事年度・工事番号 ○○第○号
- (2) 工事名 ○○○○工事
- (3) 工事場所 ○○市(○○町) ○○地内
以下、入札公告を参照のこと。

2 入札書等の提出方法等

入札書、工事費内訳書及び技術提案のうち提案様式1から3まで（以下「入札書等」という。）は、入札公告「4 入札等」で指定する持参方式の入札以外認められない。

3 技術提案の様式及び提出方法

- (1) 技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
 - ア 技術提案提出書（様式1）
 - イ 配置予定技術者の資格等（提案様式1）
 - ウ 県産品、リサイクル製品の積極利用（提案様式2）（その1）及び（その2）
 - エ 配置予定技術者の工事成績（提案様式3）
- (2) 様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。
- (3) 技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。
- (4) 法人から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。
ただし、提案様式1から3まで（添付資料を除く。）は入札時に提出するものとする。

4 技術提案の内容に関する留意事項

(1) 配置予定技術者の資格等

- ア 当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を提案様式1に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は経歴書等）を添付すること。
- イ 継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について提案様式1に記載し、証明書（入札書の提出日から3ヶ月前までの証明日のものに限る。）の写しを添付すること。

記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。

建設系継続教育と認めるのは以下の団体の証明とする。

- | | |
|--------------|------------------|
| ・ 空気調和、衛生工学会 | ・ 建設コンサルタント協会 |
| ・ 地盤工学会 | ・ 全国土木施工管理技士会連合会 |
| ・ 土木学会 | ・ 日本環境アセスメント協会 |
| ・ 日本技術士会 | ・ 日本造園学会 |
| ・ 日本都市計画学会 | ・ 農業農村工学会 |
| ・ 日本建築士会連合会 | |

ウ 当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること。）を有する必要があるため、確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳または所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。

【以下、予定価格（税抜き）6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

ただし、当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。

【オ】【予定価格（税抜き）6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を添付すること。

カ 落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、やむを得ない場合は変更できるものとするが、その場合は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

（2）県産品、リサイクル製品の積極利用

県産品、リサイクル製品の積極利用について、提案様式2に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

① 当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする

② 入札書を提出した日から起算して1年前までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

③ 仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

（3）配置予定技術者の工事成績

ア 配置予定技術者が主任（監理）技術者として従事した工事で、○○年4月1日

から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の和歌山県県土整備部及び農林水産部発注工事の工事成績評定点を提案様式3に全て記載すること。

ただし、工事の1／2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。

なお、主任（監理）技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者となりうる資格を有し、現場代理人として従事した工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を提案様式3に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人として全工事期間に配置されたものに限る。

イ 共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率20%以上の場合に限る。

（4）配置予定技術者

4（1）及び（3）において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき各提案様式1枚とし、審査においては資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。

また、落札候補者となった場合は、記載した全ての配置予定者の添付資料を提出すること。

（5）落札者決定基準

落札者決定基準は別紙参考様式－1（その1）のとおりとする。

（6）社会保険等の加入状況

開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第17条の規定に基づく書面による技術提案等の提出指示を受けた入札者は、雇用保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していることを証明するため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書）の写しを添付すること。

ただし、当該通知書における加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となった場合は、それぞれ当該事実を証明する以下の書類も併せて添付すること。

- ・「未加入」であった後に「加入」となった場合は、雇用保険にあっては、「領収書通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書」、又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」のいずれかの写しを、健康保険及び厚生年金保険にあっては、「領収書」、「社会保険料納入証明（申請）書」、又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写しも併せて添付すること。
- ・「未加入」であった後に「適用除外」となった場合は、社会保険等に関する誓約書（別記様式1）を添付すること。

5 苦情申し立て

- （1）法人は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。
- （2）入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年和医大規程第

58号) 第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、法人に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

(3) 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書(公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・持参方式実施要領第9号様式)を持参又は郵送することにより行うものとする。

(4) 法人は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に回答するものとする。

(5) 苦情申立書の受付窓口、受付時間

苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。

受付窓口：〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市(町)〇〇〇〇

公立大学法人和歌山県立医科大学 〇〇課(室)

受付時間：休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

6 その他の留意事項

(1) 入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(2) 技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。

(3) 技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、公立大学法人和歌山県立医科大学契約等事務取扱規程第4条の規定に基づき入札に参加させないことがある。

(4) 提出された技術提案は、返却しない。

(5) 技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあった場合には、その内容を大学ホームページに掲載する。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市(町)〇〇〇〇

公立大学法人和歌山県立医科大学 〇〇課(室)

電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式1（特別簡易型）

技術提案提出書

工事番号：平成〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領第3条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 配置予定技術者の資格を証明する書類（有・無）
- 2 継続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）
- 【3】【予定価格（税抜き）6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】
専任を要する主任技術者の兼務届出書
※他の工事の配置予定技術者と兼務する場合のみ
- 4 県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し
又はけんさんびん登録通知書等）（有・無）
- 5 社会保険の加入状況を証明する書類

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 〇〇〇〇 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(提案様式 1) (特別簡易型)

配置予定技術者の資格等

工事名 :

会社名 : _____

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令等による資格・免許	<p>1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)</p>	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ C P Dの証明書の写しを添付すること。
- ※ 資格等の写し (実務経験による場合は経歴書等) を添付すること。
- ※ 配置予定技術者が専任を要する場合、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。

【以下、予定価格 (税抜き) 6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

ただし、当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。

- ※ 【予定価格 (税抜き) 6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を添付すること。

- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式 2) (特別簡易型)

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その 1)

工事名 :

会社名 : _____

①当該年度を含まない 2 ケ年度前の 4 月 1 日から入札書を提出した日までに加点評価された同業種の工事「2 ~ 5 件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇 一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	2. 93 点	
2	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇 一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	4. 13 点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 工事成績評定結果通知書において、「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2. 93 点以上）

のあった同業種の工事を記載すること。（発注業種と同じ業種の実績のみを記載。例えば、土木一式工事の実績は土木一式工事）

※ 工事成績は和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。

※ 共同企業体での工事成績は、出資比率 20 %以上のものに限る。

※ 工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

②入札書を提出した日から起算して 1 年前までに加点評価された同業種の工事「1 件」

(ただし、平成 23 年 4 月 1 日以降に工事目的物が完成し、引渡が完了した工事に限る。)

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇 一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	2. 93 点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 留意事項については、上記①と同様とする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず(その 1)(その 2)の両方を提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式2) (特別簡易型)

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その2)

工事名 :

会社名 :

③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用

提案の有無	・有り	・無し
提案		仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、下記のとおり仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用します
仕様書における建設資材の名称	○○○○○	
使用する県産品建設資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○	
規格・型番等	○○○○○	
製造事業者等の名称	○○○○○	
製造事業者等の住所	○○○○○	
登録又は認定の有無	有り 無し	<p>けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H○○-○○ ・県認定リサイクル番号 ○○-○○ (県産)</p> <p>(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載)</p> <p>①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ ・本社本店等の所在地 ○○市○○ を購入し使用する。</p> <p>②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ ・事業者名 (株) ○○○ ・樹種 ○○○○○ ・製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。</p>

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 購入建設資材等を評価対象とし、諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とする。

※ 「登録又は認定の有無」の欄については、「有り」か「無し」のいずれかに記載すること。

※ 県産品建設資材については次のHPを参考として下さい。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>

※ 県産認定リサイクル製品については次のHPを参考として下さい。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html

※ 紀州材認証システムについては次のHPを参考として下さい。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kishuzai/03iedukuri/kisyuuaininnsyousystem.html>

※ 県産品建設資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず(その1)(その2)の両方を提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式 3) (特別簡易型)

配置予定技術者の工事成績

工事名 :

会社名 :

技術者氏名 : _____

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
1	工事名称 平成〇〇年度 〇〇第〇〇号 〇〇線〇〇工事	施工場所 〇〇振興局建設部 〇〇市〇〇	工期 (配置期間) 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	工事成績 単体 70点
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
平均				70.0点

※ 記載欄の明示は記入例である。

- ※ 主任 (監理) 技術者として配置された工事を対象とする。(工期の 1 / 2 以上配置されたものに限る)
- ※ 工期とは最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。
- ※ 工事成績は契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1, 500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績要領又は教育庁工事成績要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。
- ※ 平成〇〇年 4 月 1 日から公告の日の前日までに、元請けとして完成し、引渡しが完了した工事とする。
- ※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率 20 % 以上のものに限る。
- ※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。
通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第 1 位を四捨五入し、整数とすること。
- ※ 平均点は小数第 1 位を切り捨て、整数止めとすること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

参考様式 【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

専任を要する主任技術者の兼務届出書

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 ○ ○ ○ 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成〇〇年度〇〇第〇号 〇〇〇〇工事の現場に配置する専任を要する主任技術者について、下記の工事を兼務させてるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

記

1 兼務する工事

発注者						
工事番号						
工事名						
工期	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日	まで		
施工箇所						
技術者氏名		技術者の従事役				

注(1) 専任を要する監理技術者については他の工事を兼務できない。

(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。

ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2 兼務させる理由

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
施工にあたり相互に調整を要するため(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む)

注(1) 該当する理由に○印を付けること。

2 兼務工事箇所図

（この欄は兼務工事箇所図を記載する用意です。）

注(1) 管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で通行可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

(別記様式1)

社会保険等に関する誓約書

私（当社）は、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

（健康保険・厚生年金保険）

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

平成〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

- 役員のみの法人であるため。
- 使用する労働者の全てが65歳に達した日以降において新たに雇用した者であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

平成〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

平成　　年　　月　　日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

所 在 地

事業者名

代表者名

印

電話番号（　　）—

< 実施手順・様式集-2 >

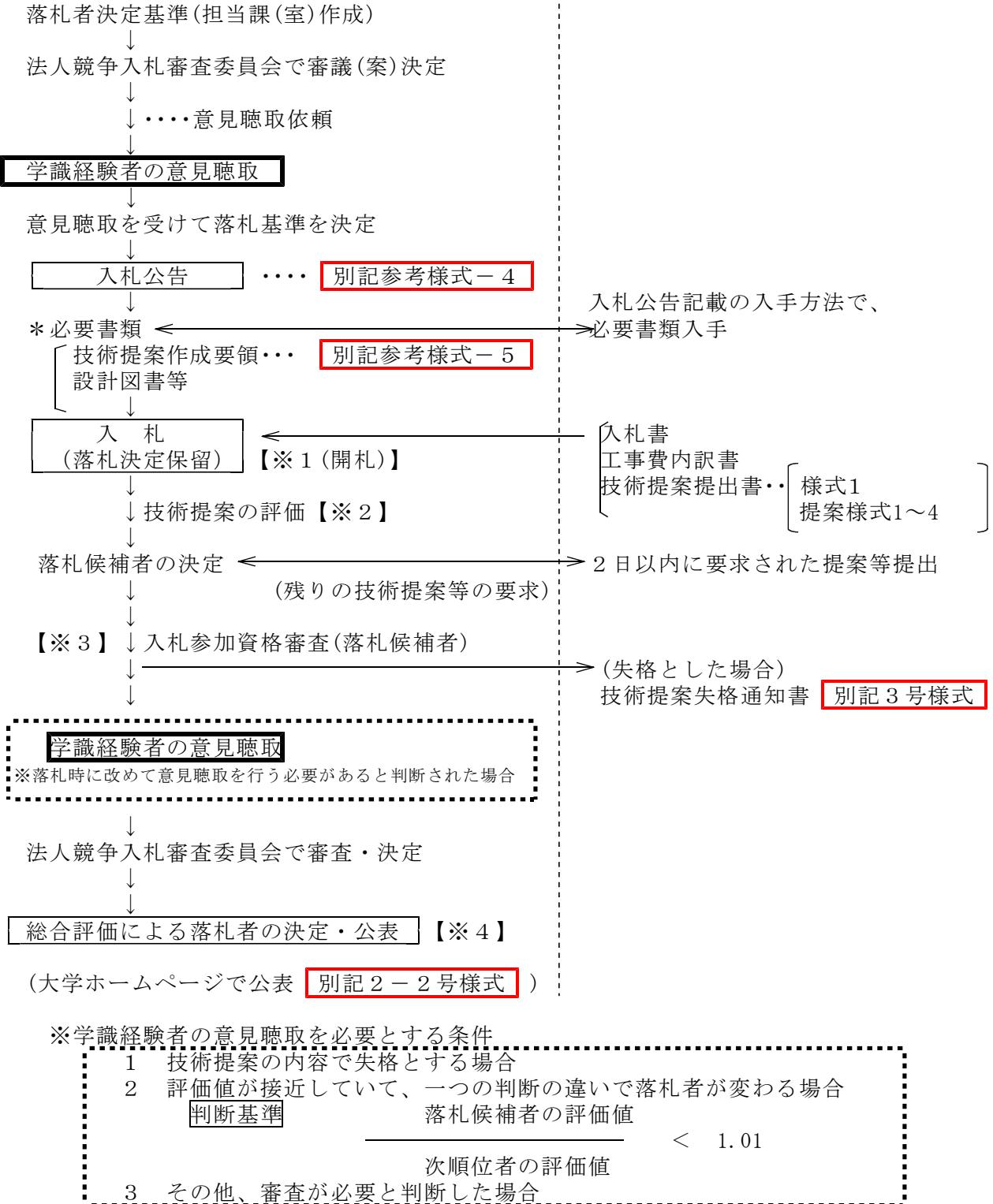
1 簡易型の評価項目における評価基準

手引き7-(3)「表-3」の評価項目における評価基準は別記参考様式-1(その2)のとおりである。

2 実施手順

【 法人 】

【 入札参加者 】



《実施手順に係る留意事項》

※ 1 開札

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書(別記2-2号様式)を作成し、公表するものとする。(総合評価を行うため落札者決定を保留する旨記載の事)

※ 2 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、技術提案の評価を行うものとし、評価結果は入札経過書に記載するものとする。

※ 3 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、公立大学法人和歌山県立医科大学競争入札審査委員会（以下「競争入札審査委員会」という。）において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

ただし、落札者決定基準の策定にかかる意見聴取時に、落札決定を行う場合に改めて学識経験者の意見聴取を行う必要があるとされた場合（意見聴取を必要とする条件に該当する場合）は、学識経験者の意見聴取を行った上で、落札者を決定するものとする。

また、簡易な施工計画が適切でなく、失格とした場合にも、学識経験者の意見聴取を行うことを原則とする。

簡易な施工計画等が適切でなく、失格とした場合は技術提案失格通知書(別記3号様式)により通知するものとする。

※ 4 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表（簡易な施工計画は評価内容ごとの得点を公表）とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して口頭で回答するものとする。

また、簡易な施工計画の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、簡易な施工計画の記載の内、評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知するものとする。

別記参考様式-1

(その2)

別紙-1		総合評価方式(簡易型) 落札者決定基準(案)			
		公立大学法人和歌山県立医科大学 : 課(室)			
工事名					
工事場所					
予定価格					
工事概要					
各評価項目の選定理由					
簡単な施工計画	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
	(1)品質管理、工程管理等についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足	2.0	✓ 2.0	
		②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5		
		③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足	1.0		
		④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足	0.5		
		⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	0.0		
	小計				
	配置予定技術者の能力	①75点以上	1.0	✓ 1.0	※予定技術者が主任(監理)技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績が無い場合は、65点とする。
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$	1.0 ~ -1.0		
		⑤55点未満	-1.0		
		①1級土木施工管理技士または技術士	1.0		
		②2級土木施工管理技士	0.5		
		③上記以外	0.0		
		①級舗装施工管理技士	1.0		
		②2級舗装施工管理技士	0.5		
		③舗装施工管理技士の資格なし	0.0		
		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	1.0		
価格以外の評価点	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	0.5	✓ 1.0	※技術士は、〇〇部門又は総合技術監理部門(〇〇)に対して評価する。 ※監理技術者の配置を求める場合には、資格取得後の年数を評価する。※1 【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事で選択】
		③なし	0.0		
		小計	✓ 3.0~4.0		
		①工事箇所と同一の〇〇内に本店を有する	1.0		
		②上記以外	0.0		
		過去2年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事件数が5件以上あり	1.0		
		同 2件以上5件未満	0.5		
		②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事成績が1件以上あり	1.0		
		③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品等を1品目全数使用を提案	1.0		
		④上記①②③以外	0.0		
地域貢献	(1)本店の有無	小計	✓ 2.0		※「過去2年間」とは、当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までを対象とする。 ※「過去1年間」とは、入札書を提出した日から起算して1年前までを対象とする。
		合計	✓ 7.0~8.0		
		標準点(基礎点)	100点		
		加算点	換算は行わない		
		技術評価点	標準点(基礎点)+加算点		
		評価値	(技術評価点/入札価格(千円)) × 10 ⁵		
		※	・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。 ・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。 例:建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。 ・選択項目で選択しなかった項目は削除すること ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去3年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。		

別記参考様式－1 (その2)の「評価基準」及び「備考」の留意点

簡易な施工計画

(1) 品質管理、工程管理等についての技術提案

この、「簡易型」では、簡易な施工計画を求めるが、発注者が示す仕様以上の優位な提案を求めるのではなく、発注者が示す仕様どおりに適切に施工が可能であるか評価するものである。

求める施工計画は、工事特性により具体的に定め（例：工事施工時の歩行者対策について等）、発注者として最低限対策が必要であると考えられる項目を予め設定しておき、実際に記載された項目数（適切であれば優劣は問わない）により、客観的に評価を行うものとする。

簡易な施工計画に記載がない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。

配置予定技術者の能力

(1) 過去4年間の配置予定技術者の工事成績

過去4年間の配置予定技術者の工事成績については、当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして完成し、引渡しが完了した工事に主任（監理）技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限るものとし、業種は問わないものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）工事成績は対象としないものとし、原則として工期の1／2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の場合は出資比率20%以上の場合のみ対象とする。

また、実績がない場合には6.5点とみなすこととする。

なお、工事成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

例：実績が1件で工事成績が71点の場合、0.6点の配点となる。

$$1.0 \times (71-65)/10 = 0.6$$

例：実績が3件で工事成績の平均値が67点の場合、0.2点の配点となる。

$$1.0 \times (67-65)/10 = 0.2$$

(4) 継続教育（CPD）の取り組み状況

CPDの証明書は、建設系継続教育の内、当該技術者が主任（監理）技術者となり得る資格に関する各学協会において証明（推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）を得たものを上位に評価する。例えば、1級土木施工管理技士の場合は社団法人全国土木施工管理技士会連合会、技術士の場合は技術士会が発行する証明書とする。

また、他の建設系継続教育の証明（推奨単位以上）がある場合も評価するものとし、建設系継続教育と認めるものは以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|--------------|---------------|
| ・空気調和、衛生工学会 | ・建設コンサルタンツ協会 | ・地盤工学会 |
| ・全国土木施工管理技士会連合会 | ・土木学会 | ・日本環境アセスメント協会 |
| ・日本技術士会 | ・日本造園学会 | ・日本都市計画学会 |
| ・農業農村工学会(旧農業土木学会) | ・日本建築士会連合会 | |

各団体の推奨単位については、参考資料に記載する。

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。

地域貢献

(1) 本店の有無

本店の有無で、地域要件が単独市町村となる場合でも評価対象とするものとする。

(2) 県産品、リサイクル製品の積極利用

県産品、リサイクル製品の積極利用については、下記の①②③の基準で評価する。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

① 当該年度を含まない2ケ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

② 入札書を提出した日から起算して1年前までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

③ 仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

なお、評価対象とする県産品、リサイクル製品は下記のものとするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、加点評価しない。

また、この場合の評価結果は「和歌山県けんさんびん登録制度」の登録を担保するものではない。

○けんさんびん登録制度において認定されている県産品建設資材

○県産認定リサイクル製品

○和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす県産品建設資材

- ・第1号 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
- ・第3号 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

別記参考様式－4 (簡易型)

入札公告例

○○○○工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

○○年月日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 ○○ ○○

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 ○○第○号
- (2) 工事名 ○○○○工事
- (3) 工事場所 ○○市(○○町) ○○地内
- (4) 工事概要 (例: ○○棟 鉄筋コンクリート3F建 改修面積 ○○平方メートル)
- (5) 工期 ○○日間 (○○年月日まで)
- (6) 予定価格 ○○○○円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 最低制限価格 設定有り・事後公表
- (8) 施工形態 単体企業 (経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。)
- (9) 本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有・無
中間前払金 有・無
部分払 有・無
- (11) 契約の保証 要・不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程(平成18年4月1日制定。以下「契約事務取扱規程」という。)第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有すること。
- (4) 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有すること。
- (5) 建設業法に基づく○○工事業の特定建設業の許可を受け、継続して○年を経過している者であること。
- (6) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (9) 談合等による損害賠償請求を和歌山県又は公立大学法人和歌山県立医科大学から受

けていない者であること。

- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
- (11) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- (12) ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の施工実績を有すること。
- (13) ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての施工経験をもつ専任の監理技術者を配置できる者であること。
- (14) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）に規定する入札参加資格認定通知書において、○○工事業の入札参加可能ランクが○ランクであり（入札参加可能ランク欄に○のみが記載されている場合だけでなく、複数のランクが記載されている場合でも、その中に○が含まれていれば該当する。）、かつ○○工事業の総合点数が○○○点以上であること。
- (15) ○○工事の監理技術者が○名以上在籍すること。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術提案の提出等、当該審査に係る事前の手続きは要しない。
- (2) 技術提案作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 ○○年月日（）から○○年月日（）までの公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年和医大規程第58号）第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで
 - イ 交付場所 13に掲げる場所で交付する。

（2）技術提案作成要領は和歌山県立医科大学ホームページ入札情報（以下「大学ホームページ」という。）（<http://www.wakayama-med.ac.jp/nyusatsu/index.html>）に掲載する。

- (3) 設計図書等は、入札参加希望者に無料で次により貸与する。
 - ア 貸与期間 ○○年月日（）から○○年月日（）までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで
 - イ 貸与場所 13に掲げる場所で貸与する。
 - ウ 設計図書等は入札時に返却すること。
- (4) 設計図書等に対する質問及び回答
 - ア 受付期間 ○○年月日（）午前9時から○○年月日（）午後5時までの日間
 - イ 受付方法 公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領（平成20年6月17日制定。以下「実施要領」という。）に定める質問書により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

- ウ 受付場所 13に掲げる場所で受け付ける。
エ 回答予定日 ○○ 年 月 日 ()
オ 回答の閲覧方法 和歌山県立医科大学ホームページ入札情報（以下「大学ホームページ」という。）（<http://www.wakayama-med.ac.jp/nyusatsu/index.html>）に掲載する。

※3 (2) 枠内を用いる場合は、この枠内を用いる
オ 回答の閲覧方法 大学ホームページに掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 開札予定日時及び場所

- ア 開札日時 ○○ 年 月 日 () 午後○時から
イ 開札場所 ○○市(町) ○○○○
公立大学法人和歌山県立医科大学 ○階 ○○室

(2) 入札書等の提出について

ア 入札参加者は、入札書、工事費内訳書、技術提案のうち提案様式1から4及び和歌山県の建設工事入札参加資格を代表権委任者（支店長、営業所長等）として認定されている入札者にあっては、契約に伴う一切の権限を委任されていることを証する委任状（原本又は原本証明をしたもの）（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、(1)イに示す場所に持参し提出しなければならない。

なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

イ 入札書は代表者の記名押印したものとし、入札書を投函する者は代表者からの委任を要さない。

ウ 入札書等の提出期限は、(1)アに定めた開札予定時刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間（以下「提出期間」という。）とする。

エ 入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない。

オ 提出期間外に提出した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

カ 提案様式1から3に添付する資料及び入札参加資格を確認するための資料は開札後に提出を求めるものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第12条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付義務は免除する。

(6) 契約保証金に関する事項

ア 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

イ 契約保証金の納付の方法、納付の免除等は、契約事務取扱規程第31条から第33条までの規定に定めるところによる。

(7) 入札の不成立

開札日において、実施要領第13条の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。

(8) 失格について

実施要領第14条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

※再度公告をして行う入札においては、(7)、(8)に代わり、この枠内

を用いる

(7) 失格について

実施要領第14条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札状況の公表予定

公表日 ○○ 年 月 日 ()

(2) 落札予定について

落札予定日 ○○ 年 月 日 ()

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、大学ホームページに掲載する。

6 審査に関する事項等

(1) 入札参加資格要件の審査は、実施要領第17条の規定に基づき、提出された技術提案等により行う。

(2) 一度提出された技術提案の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

7 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 入札執行者は、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に係る職員にくじを引かせて決定するものとする。

(2) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を与える。加算点の最高点数は○点とする。

また、標準点は100点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(3) 價格以外の評価点

1) 評価項目

ア 簡易な施工計画について

(ア) ○○○についての提案

・・・

イ 配置予定技術者の能力

(ア) 配置予定技術者が主任（監理）技術者として従事した工事で、○○年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点の平均値

(イ) 主任（監理）技術者の保有する資格

(ウ) 継続教育（CPD）の取り組み状況

ウ 地域貢献

(ア) ○○○の本店の所在の有無

(イ) 県産品、リサイクル製品の積極利用

2) 留意事項

ア 1) アからウの評価項目の詳細は技術提案作成要領による。

イ 技術提案に記載のない場合、又は適正と認められない場合は失格とすることがある。

ウ 受託者の責で採用された技術提案のとおりに施工がなされなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。また、引渡し後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、工事成績評定の減点を行う。

8 入札参加資格要件不適格の決定

(1) 落札候補者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知をするものとする。

(2) 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

9 入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明

8 (1) による通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、実施要領第21条の規定に基づき、当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

10 契約に関する事項

落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第3条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

11 留意事項

4 (2) アに規定する工事費内訳書の様式については、3 (3) アの間、13に掲げる

場所で交付する。

12 特記事項

開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第17条の規定に基づく技術提案の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。

13 封筒の記載例

工事年度・工事番号 ○○年度○○○第○○○号
工事名 ○○○工事
工事場所 ○○市（町） ○○地内
商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名）

建設業許可番号（共同企業体の場合は共同企業体代表幹事の建設業許可番号）

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先（電話番号） _____

担当者連絡先（ファクシミリ番号） _____

14 その他

この条件付き一般競争入札及び契約事務の担当する発注課（室）の名称及び所在地

（1）名称

公立大学法人和歌山県立医科大学 ○○課（室）

（2）所在地

○○市（町） ○○○

郵便番号 ○○○-○○○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○

e-mail ○○@wakayama-med.ac.jp

別記参考様式－5 (簡易型)

技術提案作成要領

1 工事概要

- (1) 工事年度・工事番号 ○○第○号
- (2) 工事名 ○○○○工事
- (3) 工事場所 ○○市(○○町) ○○地内
以下、入札公告を参照のこと。

2 入札書等の提出方法等

入札書、工事費内訳書及び技術提案のうち提案様式1から4まで（以下「入札書等」という。）は、入札公告「4 入札等」で指定する持参方式の入札以外認められない。

3 技術提案の様式及び提出方法

- (1) 技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
 - ア 技術提案提出書（様式1）
 - イ 簡易な施工計画
 - (ア) 技術提案（提案様式1）
 - (i) ○○○○○○○についての提案
 - (ii) ○○○○○○○についての提案
 - ・・・・・
 - ウ 配置予定技術者の資格等（提案様式2）
 - エ 県産品、リサイクル製品の積極利用（提案様式3）（その1）及び（その2）
 - オ 配置予定技術者の工事成績（提案様式4）
 - (2) 様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。
 - (3) 技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。
 - (4) 法人から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。
ただし、提案様式1から4まで（添付資料を除く。）は入札時に提出するものとする。

4 技術提案の内容に関する留意事項

- (1) 簡易な施工計画について
 - ア 提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それについて提案様式1を作成し、記載するものとする。
 - (i) ○○○○○○○についての提案
 - (ii) ○○○○○○○についての提案
 - ・・・・・
 - イ 提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。
 - ウ その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有

する提案については、この限りでない。

(2) 配置予定技術者の資格等

ア 当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を提案様式2に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は経歴書等）を添付すること。

イ 継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について提案様式1に記載し、証明書（証明期間の最終日については入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。

記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。

建設系継続教育と認めるのは以下の団体の証明とする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・空気調和、衛生工学会 | ・建設コンサルタンツ協会 |
| ・地盤工学会 | ・全国土木施工管理技士会連合会 |
| ・土木学会 | ・日本環境アセスメント協会 |
| ・日本技術士会 | ・日本造園学会 |
| ・日本都市計画学会 | ・農業農村工学会 |
| ・日本建築士会連合会 | |

ウ 当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること。）を有する必要があるため、確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳または所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。

エ 当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。

【以下、予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

ただし、当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。

【オ】【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を添付すること。

カ 落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、やむを得ない場合は変更できるものとするが、その場合は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

(3) 県産品、リサイクル製品の積極利用

県産品、リサイクル製品の積極利用について、提案様式3に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

① 当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果

通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

② 入札書を提出した日から起算して1年前までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

③ 仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

（4）配置予定技術者の工事成績

ア 配置予定技術者が主任（監理）技術者として従事した工事で、○○年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を提案様式4に全て記載すること。

ただし、工事の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。

なお、主任（監理）技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者となりうる資格を有し、現場代理人として従事した工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を提案様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人として全工事期間に配置されたものに限る。

イ 共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。

（5）配置予定技術者

4（2）および（4）において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき各提案様式1枚とする。また、審査においては、資格等の評価が低い配置予定者で審査を行う。

また、落札候補者となった場合は、記載した全ての配置予定者の添付資料を提出すること。

（6）落札者決定基準

落札者決定基準は別紙参考様式－1（その2）のとおりとする。

(7) 社会保険等の加入状況

開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第15条の規定に基づく書面による技術提案等の提出指示を受けた入札者は、雇用保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していることを証明するため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書）の写しを添付すること。

ただし、当該通知書における加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となった場合は、それぞれ当該事実を証明する以下の書類も併せて添付すること。

- ・「未加入」であった後に「加入」となった場合は、雇用保険にあっては、「領収書通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書」、又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」のいずれかの写しを、健康保険及び厚生年金保険にあっては、「領収書」、「社会保険料納入証明（申請）書」、又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写しも併せて添付すること。
- ・「未加入」であった後に「適用除外」となった場合は、社会保険等に関する誓約書（別記様式1）を添付すること。

5 苦情申し立て

- (1) 法人は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。
- (2) 入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年和医大規程第58号）第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、法人に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領第9号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
- (4) 法人は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。
- (5) 苦情申立書の受付窓口、受付時間

苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。

受付窓口：〒〇〇〇一〇〇〇〇

〇〇市（町）〇〇〇〇

公立大学法人和歌山県立医科大学 〇〇課（室）

受付時間：休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

6 その他の留意事項

- (1) 入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、

公立大学法人和歌山県立医科大学契約等事務取扱規程第4条の規定に基づき入札に参加させないことがある。

(4) 提出された技術提案は、返却しない。

(5) 技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあった場合には、その内容を大学ホームページに掲載する。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市（町）〇〇〇〇

公立大学法人和歌山県立医科大学 〇〇課（室）

電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式1（簡易型）

技術提案提出書

工事番号：平成〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領第3条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 配置予定技術者の資格を証明する書類（有・無）
- 2 継続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）

【3】【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

専任を要する主任技術者の兼務届出書

※他の工事の配置予定技術者と兼務する場合のみ

- 4 県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し
又はけんさんびん登録通知書等）（有・無）
- 5 社会保険の加入状況を証明する書類

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 〇〇〇〇 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

受付番号には何も記載しないでください。

(提案様式 1) (簡易型)

受付番号 : _____

簡易な施工計画

工事名 :

工事

■技術提案事項	○○○○○○についての提案
---------	---------------

具体的な提案

1 具体的な提案内容

- ・ 技術提案は本様式 (A4) ○枚以内とする。

提案会社名 : _____

(提案様式2) (簡易型)

配置予定技術者の資格等

工事名 :

会社名 : _____

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令等による資格・免許	<p>1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)</p>	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写し（実務経験による場合は経歴書等）を添付すること
- ※ C P Dの証明書の写しを添付すること。
- ※ 配置予定技術者が専任を要する場合、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
【以下、予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】
ただし、当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。
- ※ 【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】
当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式3) (簡易型)

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その1)

工事名 :

会社名 : _____

①当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに加点評価された同業種の工事「2~5件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	2. 93点	
2	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	4. 13点	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 工事成績評定結果通知書において、「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2. 93点以上）のあつた同業種の工事を記載すること。（発注業種と同じ業種の実績のみ記載。例えば、土木一式工事の実績は土木一式工事）
- ※ 工事成績は和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

②入札書を提出した日から起算して1年前までに加点評価された同業種の工事「1件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	2. 93点	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 留意事項については、上記①と同様とする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず(その1)(その2)の両方を提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式3) (簡易型)

県産品、リサイクル製品の積極利用 (その2)

工事名 :

会社名 :

③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用

提案の有無	・有り	・無し
提案		仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、下記のとおり仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用します
仕様書における建設資材の名称	○○○○○	
使用する県産品建設資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○	
規格・型番等	○○○○○	
製造事業者等の名称	○○○○○	
製造事業者等の住所	○○○○○	
登録又は認定の有無	有り	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H○○-○○ ・県認定リサイクル番号 ○○-○○ (県産)
	無し	(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載) ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ ・本社本店等の所在地 ○○市○○ を購入し使用する。 ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ ・事業者名 (株) ○○○ ・樹種 ○○○○○ ・製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 購入建設資材等を評価対象とし、諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とする。

※ 「登録又は認定の有無」の欄については、「有り」か「無し」のいずれかに記載すること。

※ 県産品建設資材については次のHPを参考として下さい。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>

※ 県産認定リサイクル製品については次のHPを参考として下さい。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html

※ 紀州材認証システムについては次のHPを参考として下さい。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kishuzai/03iedukuri/kisyuuzaininnsyousystem.html>

※ 県産品建設資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず(その1)(その2)の両方を提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式4) (簡易型)

配置予定技術者の工事成績

工事名:

会社名:

技術者氏名:

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期(配置期間)	工事成績
1	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	〇〇点
2	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 【平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日】	〇〇点
3				
4				
5				
6				
7				
平均			〇〇.〇点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 主任(監理)技術者として配置された工事を対象とする。(工期の1/2以上配置されたものに限る)

※ 工期とは最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。

※ 工事成績は契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)に限る。

※ 平成〇〇年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事とする。

※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。

※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。

※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。

通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。

※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。

※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

参考様式 【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

専任を要する主任技術者の兼務届出書

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 ○ ○ ○ 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成〇〇年度〇〇第〇号 〇〇〇〇工事の現場に配置する専任を要する主任技術者について、下記の工事を兼務させてるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

記

1 兼務する工事

発注者						
工事番号						
工事名						
工期	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日	まで		
施工箇所						
技術者氏名		技術者の従事役				

注(1) 専任を要する監理技術者については他の工事を兼務できない。

(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず専任を要する監理技術者

への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。

ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2 兼務させる理由

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
施工にあたり相互に調整を要するため（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む）

注（1）該当する理由に○印を付けること。

2 兼務工事箇所図



注(1)管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で通行可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2)応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

(別記様式1)

社会保険等に関する誓約書

私（当社）は、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

（健康保険・厚生年金保険）

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

平成〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

- 役員のみの法人であるため。
- 使用する労働者の全てが65歳に達した日以降において新たに雇用した者であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

平成〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

平成　　年　　月　　日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

所在 地

事業者名

代表者名

印

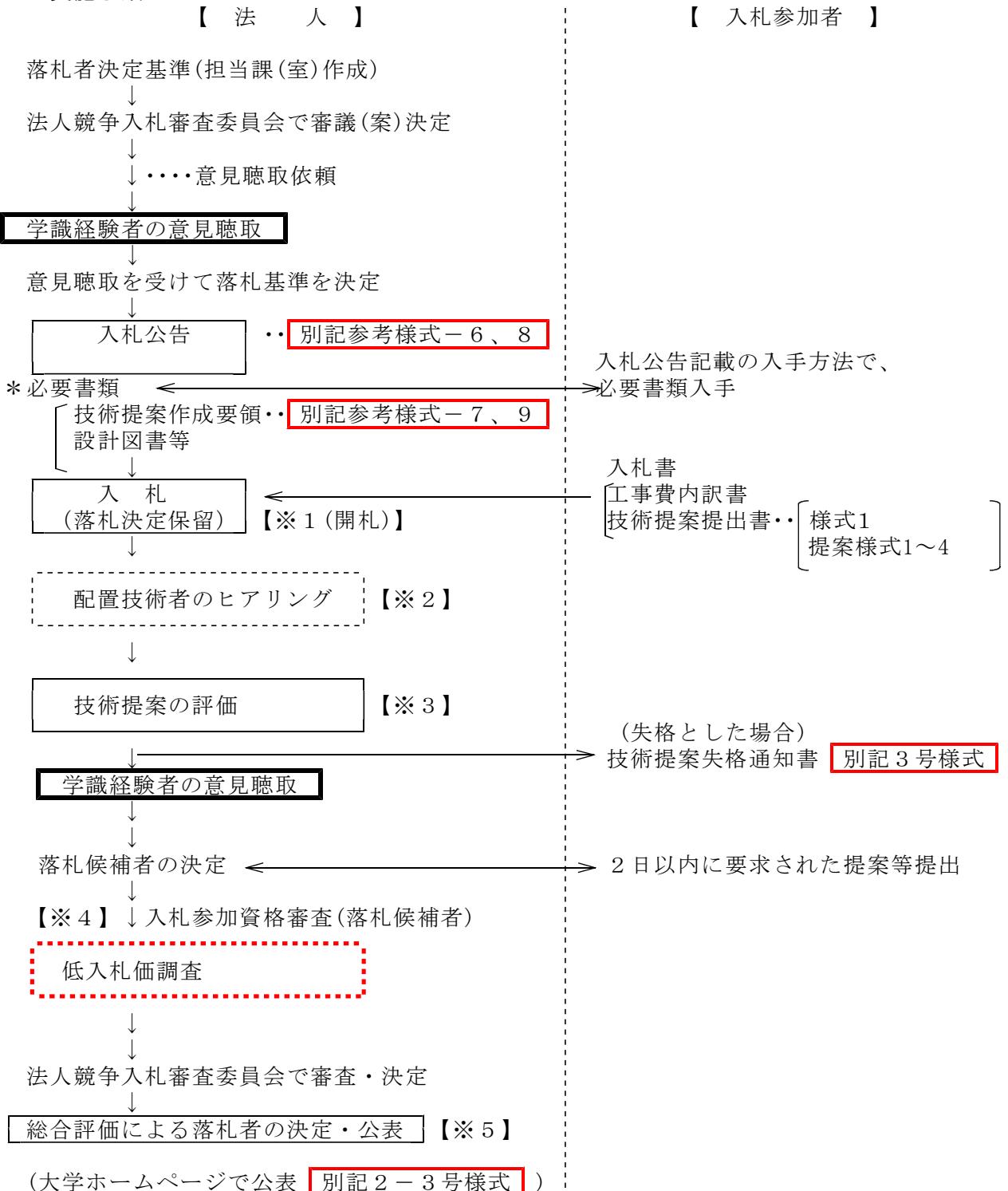
電話番号 () -

< 実施手順・様式集-3 >

1 標準型の評価項目における評価基準

手引き7-(3)の「表-4」及び「表-5」の評価項目における評価基準は、
別記参考様式-1(その3)及び(その4)のとおりである。

2 実施手順



《実施手順に係る留意事項》

※ 1 開札

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書(別記2-3号様式)を作成し、公表するものとする。(総合評価を行うため落札者決定を保留する旨記載のこと。)

※ 2 配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者のヒアリングを実施する場合には、技術提案作成要領に明記するとともに、開札後にヒアリング場所、時間等を通知し、実施するものとする。

※ 3 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、技術提案の評価を行うものとし、評価結果は入札経過書に記載するものとする。

客観的な評価ができない項目については、県土整備部総合評価審査委員会を利用し、評価を行うものとする。

※ 4 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、公立大学法人和歌山県立医科大学競争入札審査委員会（以下「競争入札審査委員会」という。）において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案が適切でなく、失格とした場合は技術提案失格通知書(別記3号様式)により通知するものとする。具体的な技術提案以外の項目で失格とする場合で学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、競争入札審査委員会等に諮るものとする。

※ 5 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表（具体的な技術提案は評価内容ごとの得点を公表）とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して口頭で回答するものとする。

また、具体的な技術提案の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、技術提案の記載の内、評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知するものとする。

別記参考様式-1

(その3)

総合評価方式(標準型) 落札者決定基準(案)						(県内限定)					
公立大学法人和歌山県立医科大学 :						課(室)					
工事名											
工事場所											
予定価格											
工事概要											
各評価項目の選定理由											
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考						
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	/ 5.0							
	小計			/ 5.0							
価格以外の評価点	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	/ 1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績が無い場合は、65点とする。						
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値}-65.0) / 10.0$	1.0 ~ -1.0								
		⑤55点未満	-1.0								
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技士	1.0	/ 1.0	【舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用】						
		②2級舗装施工管理技士	0.5								
		③舗装施工管理技士の資格なし	0.0								
	(3)優秀施工者受賞の有無 又は平成〇〇年度以降の和歌山県優良工事表彰受賞の有無	①あり	1.0	/ 1.0							
		②なし	0.0								
		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得) ②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)			※建設系継続教育は以下の団体とする。 ・空気調和・衛生工学会・建設コンサルタント協会 ・地盤工学会・全国土木施工管理技士会連合会 ・土木学会・日本環境アセスメント協会・日本技術士会 ・日本造園学会・日本都市計画学会・農業農村工学会 ・日本建築士会連合会						
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	③なし	0.0								
		④上記①②③以外									
		小計			/ 3.0~4.0						
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	/ 1.0	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。						
		②上記以外	0.0								
	(2)企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	/ 1.0	【JVを認める工事で特に難易度が高ない工事に適用】ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く						
		②なし	0.0								
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	過去2年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事件数が5件以上あり	1.0	/ 1.0	※「過去2年間」とは、当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までを対象とする。 ※「過去1年間」とは、入札書を提出した日から起算して1年前までを対象とする。						
		同2件以上5件未満	0.5								
		②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事成績が1件以上あり	1.0								
		③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品等を1品目全数使用を提案	1.0								
		④上記①②③以外	0.0								
	小計			/ 2.0~3.0							
	合計			/ 10.0~12.0							
標準点(基礎点)	100点										
加算点	換算は行わない										
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点										
評価値	(技術評価点/入札価格(千円)) × 10 ³										
※	・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。 ・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。 例:建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。 ・選択項目で選択しなかった項目は削除すること ・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去3年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。 ・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。 【JVで当工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。】										

別記参考様式－1

(その4)

別紙－1		総合評価方式(標準型) 落札者決定基準(案)			(県内・県外混合)			
					公立大学法人和歌山県立医科大学 : 課(室)			
工事名								
工事場所								
予定価格								
工事概要								
各評価項目の選定理由								
価格以外の評価点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考		
	具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	/ 5.0			
		小計		/ 5.0				
	企業の施工能力	(1)県内の優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり (工事成績80点以上)	2.0	/ 2.0	※同種工事は〇〇による〇〇工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。		
			②同上(工事成績75点以上80点未満)	1.5				
			③同上(工事成績70点以上75点未満)	1.0				
			④同上(工事成績65点以上70点未満)	0.5				
			⑤上記以外	0.0				
	小計		/ 2.0					
	配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	/ 1.0	※配置予定技術者が主任(監理)技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績が無い場合は、65点とする。		
②65点以上75点未満 $10 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$			1.0 ~ -1.0					
⑤65点未満			-1.0					
(2)主任(監理)技術者の保有する資格		①1級舗装施工管理技士	1.0					
		②2級舗装施工管理技士	0.5					
		③舗装施工管理技士の資格なし	0.0					
(3)継続教育(CPD)の取り組み状況		①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	1.0	/ 1.0	※建設系継続教育は以下の団体とする。 ・空気調和、衛生工学会・建設コンサルタント協会 ・地盤工学会・全国土木施工管理技士会連合会 ・土木学会・日本環境アセスメント協会・日本技術士会 ・日本造園学会・日本都市計画学会・農業農村工学会 ・日本建築士会連合会			
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推薦単位以上の取得)	0.5					
	③なし	0.0						
小計		/ 2.0~3.0						
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	1.0	/ 1.0	※「過去2年間」とは、当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までを対象とする。 ※「過去1年間」とは、入札書を提出した日から起算して1年前までを対象とする。			
		②上記以外	0.0					
	(2)県内企業育成への取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業有り	1.0	/ 1.0		【JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用】 ただし、構梁上部工(鋼構造物)工事を除く		
		②なし	0.0					
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	過去2年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事件数が5件以上あり 同 2件以上5件未満	1.0	/ 1.0				
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事成績が1件以上あり				1.0	
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品等を1品目全数使用を提案				1.0	
		④上記①②③以外	0.0					
		小計					/ 2.0~3.0	
		合計					/ 11.0~13.0	
標準点(基礎点)	100点							
加算点	換算は行わない							
技術評価点	標準点(基礎点)+加算点							
評価値	$((\text{技術評価点} / \text{標準点}) \times 10^5)$							
<p>※ ・評価項目・配点については、工事案件ごとに定めるものとする。</p> <p>・土木一式工事以外の工事や特殊な工事では技術者の資格を適宜設定する。 例:建築工事では、土木施工管理技士を建築施工管理技士に、技術士を建築士に読み替える。</p> <p>・選択項目で選択しなかった項目は削除すること</p> <p>・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。 ・過去3年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨てて整数止めとする。</p> <p>・本店の有無で、本店とは主たる営業所(建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。)をいう。</p> <p>【JVで当工事に入札参加の場合、代表幹事のみを評価対象とする。】</p>								

別記参考様式－1 (その3)、(その4)の「評価基準」及び「備考」の留意点

別記参考様式－1 (その3)は、入札参加が県内企業に限定される工事に用いる。

別記参考様式－1 (その4)は、県外企業の参入が見込まれる場合に用いる。

具体的な技術提案

(1) 技術提案の内容

評価項目のうち客観的な評価ができないものについては、学識経験者（和歌山県建設工事等総合評価審査委員会の委員）から意見を徴収し、評価を行うものとする。

「標準型」で求める具体的な技術提案については、発注者が示す標準的な仕様を超える提案を評価するものとする。

なお、技術ダンピングを助長させないよう、定量評価を行う場合は上限値（下限値）を明示するものとし、定性評価を行う場合は過度にコスト負担を要する提案については優位な提案として評価しないものとする。

求める具体的な技術提案は工事内容により効果的に設定（「表－6」に評価項目の具体事例を示す。）することとし、必要に応じ学識経験者の意見を聴き設定するものとする。

また、具体的な技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。

企業の施工能力（県外企業の参入が見込まれる入札の場合）

(1) 県内での優良施工実績

別記参考様式－1 (その4)、「企業の施工能力」の「県内での優良施工実績」が国土交通省発注の和歌山県内での工事若しくは和歌山県発注工事（県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の場合は、当該工事の工事成績評定結果通知書（工事成績の記載された検査結果通知書でも可とする）の写しの添付を求め、工事成績の確認ができない工事又は65点未満の工事は評価の対象としない（0点評価）ものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

上記以外の工事（その他の機関の発注工事など）については、特に工事成績は求めない。

配置予定技術者の能力

(1) 過去4年間の配置予定技術者の工事成績

過去4年間の配置予定技術者の工事成績については、当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして完成し、引渡しが完了した工事に主任（監理技術者として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）

成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限るものとし、業種は問わないものとする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）工事成績は対象としないものとし、原則として工期の1／2以上の従事期間のものに限る。

共同企業体の場合は出資比率20%以上の場合のみ対象とする。

また、実績がない場合には65点とみなすこととする。

なお、工事成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

例：実績が1件で工事成績が71点の場合、0.6点の配点となる。

$$1.0 \times (71-65) / 10 = 0.6$$

例：実績が3件で工事成績の平均値が67点の場合、0.2点の配点となる。

$$1.0 \times (67-65) / 10 = 0.2$$

(2) 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の有無又は和歌山県優良工事表彰受賞の有無 別記

参考様式－1 (その3)の配置予定技術者の優秀施工者顕彰受賞の有無又は優良工事表彰受賞の有無については、どちらかが該当すれば評価するものとする。

優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の有無は、入札書を提出した日までに現在有効な入札参加資格における地方基準点数の当該項目の加点の有無をもって評価するものとする。ただし、加点がない場合でも受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。

和歌山県優良工事表彰受賞の有無は、当該年度を含まない3カ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

配置予定技術者のヒアリングを実施する場合には、技術提案作成要領に明記するとともに、開札後にヒアリング場所、時間等を通知し、実施するものとする。

(3) 継続教育（CPD）の取り組み状況

CPDの証明書は、建設系継続教育の内、当該技術者が主任（監理）技術者となり得る資格に関する各学協会において証明（推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）を得たものを上位に評価する。例えば、1級土木施工管理技士の場合は社団法人全国土木施工管理技士会連合会、技術士の場合は技術士会が発行する証明書とする。

また、他の建設系継続教育の証明（推奨単位以上）がある場合も評価するものとし、建設系継続教育と認めるものは以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------------|--------------|---------------|
| ・空気調和、衛生工学会 | ・建設コンサルタンツ協会 | ・地盤工学会 |
| ・全国土木施工管理技士会連合会 | ・土木学会 | ・日本環境アセスメント協会 |
| ・日本技術士会 | ・日本造園学会 | ・日本都市計画学会 |
| ・農業農村工学会（旧農業土木学会） | ・日本建築士会連合会 | |

各団体の推奨単位については、参考資料に記載する。

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。

地域貢献

(1) 本店の有無

本店の有無で、地域要件が単独市町村となる場合でも評価対象とするものとする。

(2) 県産品、リサイクル製品の積極利用

県産品、リサイクル製品の積極利用については、下記の①②③の基準で評価する。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

① 当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

② 入札書を提出した日から起算して1年前までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

③ 仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

なお、評価対象とする県産品、リサイクル製品は下記のものとするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、加点評価しない。

また、この場合の評価結果は「和歌山県けんさんびん登録制度」の登録を担保するものではない。

○けんさんびん登録制度において認定されている県産品建設資材

○県産認定リサイクル製品

○和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす県産品建設資材

・第1号 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品

・第3号 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

表-6 具体の技術提案における評価項目の具体事例〔標準型〕

大項目	中項目	小項目	評価内容	建築		舗装			
				建築工事 ～新築・補修～	電気設備工事	機械設備工事	アスファルト舗装工事	コンクリート舗装工事	歩道・路盤路床工事
総合的なコストに関する事項	その他	補償費等	工事期間中の減電補償費をいくら抑制できるか (施工期間で評価)	○					
工事目的物の性能、機能に関する事項	性能・機能	初期性能の持続性	路面のわだち掘れ量を何mm以下に抑えるか			◎			
			透水性舗装の透水量をどのように向上させるか			◎		◎	
			現場溶接の品質を如何に確保するか	○					
		走行騒音の低減	車両走行時の路面からの騒音を何dB低下させるか			△		△	
		耐久性の向上	骨材飛散抵抗性の損失率を何%以下に抑えるか			◎			
		強度の向上	現場溶接のひずみをどのように防止するか	◎					
		共用性の向上	共用後の路面の平坦性をどのように向上させるか			◎	◎		
			舗装材料の明るさをどのように向上させるか			◎	○		
		腐食の防止	鋼材の腐食を防ぐため、どのような対策があるか	○					
		建築物の品質向上	免震構造部分の品質や耐久性向上に資する品質管理・施工方法について	◎					
			外壁タイルの耐久性向上に資する品質管理・施工方法について	◎					
		機器の活用性の向上	機器据付完了時に、活用性向上に向けてどのような対策をするか	◎	◎				
		その他	品質・出来形・材料管理をどのように実施するか	○		○	○	○	
			コンクリート等の品質向上のために、どのような管理をするか				◎		
			コンクリート等の品質向上のために、どのように施工するか				◎		
社会的要請に関する事項	環境の維持	騒音の低減	施工中の工事騒音をどのように低減させるか	◎		◎	◎	◎	
			施工中の工事騒音を何db低減できるか	○		△	○	○	
			施工中の騒音発生期間を何日短縮できるか	◎		◎			
		振動の低減	施工中の振動をどのように低減させるか	◎					
			施工中の振動値を何db低減できるか	○					
			施工中の振動発生期間を何日短縮できるか	◎		◎	◎	◎	
		粉塵の抑制	施工中の粉塵の発生をどのように抑制するか	○		◎			
			施工中の粉塵を何mg/m ³ 低減できるか	○					
		景観の向上	施工中の景観をどのように保全するか	○					
		生活環境の維持	周辺環境に対してどのような配慮を行うか	○		△			
			生活環境を維持するためにどのような工程計画が提案できるか			◎			
			生活環境を維持するためにどのような施工設備に係る提案ができるか	○					
		生態系の維持	施工に必要な面積を何m ² 縮小できるか	○					
		その他	現場を維持するために施工期間を何日短縮できるか			◎	◎	◎	
		規制時間の短縮	工事に伴う交通規制日数を何日短縮できるか			◎	◎	◎	
			作業時間を何時間短縮できるか			◎			
		交通ネットワークの確保	道路迂回日数を何日短縮できるか			◎	◎	◎	
	特別な安全対策	安全対策の良否	第三者(一般車両・歩行者など)の安全をどのように確保できるか	○		◎	◎	◎	
省資源対策又はリサイクル対策	リサイクルの良否	リサイクル剤をどれくらい使用するか				○			
		施工中の建設副産物の発生量をどれくらい削減できるか	◎						
		分別解体・現場内集積に関してどのような提案ができるか	◎						

〇〇工事における評価項目資料

■具体的な技術提案	(1)施工中の工事騒音の低減についての提案 ・〇〇における、〇〇防止、〇〇方法の工夫に着目して評価する。
	(2)施工中の建設副産物の発生低減についての提案 ・〇〇における、〇〇防止の工夫に着目して評価する。
	(3)分別解体・現場内集積に関する提案 ・〇〇における、〇〇方法の工夫に着目して評価する。

※記載欄の明示は評価事例である。

別記参考様式－6 (標準型)

入札公告例

○○○○工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

○○年月日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 ○○ ○○

1 入札に付する工事の概要

(1) 工事年度・工事番号 ○○第○号

(2) 工事名 ○○○○工事

(3) 工事場所 ○○市(○○町) ○○地内

(4) 工事概要 (例: ○○棟 鉄筋コンクリート3F建 改修面積 ○○平方メートル)

(5) 工期 ○○日間 (○○年月日まで)

(6) 予定価格 事後公表

予定価格(税抜き) 事後公表

(7) 調査基準価格 設定有り・事後公表

(8) 施工形態 単体企業(経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。)

(9) 本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。

(10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

(11) 支払条件 前払金 有・無

中間前払金 有・無

部分払 有・無

(12) 契約の保証 要・不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

(1) 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程(平成18年4月1日制定。以下「契約事務取扱規程」という。)第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。

(4) 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。

(5) 建設業法に基づく○○工事業の特定建設業の許可を受け、継続して○年を経過している者であること。

(6) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

(7) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格

の再認定を受けている者を除く。

- (9) 談合等による損害賠償請求を和歌山県又は公立大学法人和歌山県立医科大学から受けていない者であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
- (11) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- (12) ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の施工実績を有すること。
- (13) ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての施工経験をもつ専任の監理技術者を配置できる者であること。
- (14) 和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行）に規定する入札参加資格認定通知書において、○○工事業の入札参加可能ランクが○ランクであり（入札参加可能ランク欄に○のみが記載されている場合だけでなく、複数のランクが記載されている場合でも、その中に○が含まれていれば該当する。）、かつ○○工事業の総合点数が○○○点以上であること。
- (15) ○○工事の監理技術者が○名以上在籍すること。
- (16) 格付け基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術提案の提出等、当該審査に係る事前の手続きは要しない。
- (2) 技術提案作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 ○○年月日（）から○○年月日（）までの公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年和医大規程第58号）第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで
 - イ 交付場所 15に掲げる場所で交付する。
- (2) 技術提案作成要領は和歌山県立医科大学ホームページ入札情報（以下「大学ホームページ」という。）（<http://www.wakayama-med.ac.jp/nyusatsu/index.html>）に掲載する。
- (3) 設計図書等は、入札参加希望者に無料で次により貸与する。
 - ア 貸与期間 ○○年月日（）から○○年月日（）までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで
 - イ 貸与場所 15に掲げる場所で貸与する。
 - ウ 設計図書等は入札時に返却すること。
- (4) 設計図書等に対する質問及び回答
 - ア 受付期間 ○○年月日（）午前9時から○○年月日（）午後5時までの日間
 - イ 受付方法 公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入

札（事後審査・持参方式）実施要領（平成20年6月17日制定。以下「実施要領」という。）に定める質問書により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 15に掲げる場所で受け付ける。

エ 回答予定日 ○○ 年 月 日 ()

オ 回答の閲覧方法 和歌山県立医科大学ホームページ入札情報（以下「大学ホームページ」という。）（<http://www.wakayama-med.ac.jp/nyusatsu/index.html>）に掲載する。

※3 (2) 枠内を用いる場合は、この枠内を用いる。

オ 回答の閲覧方法 大学ホームページに掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 開札予定日時及び場所

ア 開札日時 ○○ 年 月 日 () 午後○時から

イ 開札場所 ○○市(町) ○○○○

公立大学法人和歌山県立医科大学 ○階 ○○室

(2) 入札書等の提出について

ア 入札参加者は、入札書、工事費内訳書、技術提案のうち提案様式1から4（提案様式1に参考資料を添付する場合は参考資料を含む。）及び和歌山県の建設工事入札参加資格を代表権委任者（支店長、営業所長等）として認定されている入札者にあっては、契約に伴う一切の権限を委任されていることを証する委任状（原本又は原本証明をしたもの）（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、(1)イに示す場所に持参し提出しなければならない。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

イ 入札書は代表者の記名押印したものとし、入札書を投函する者は代表者からの委任を要さない。

ウ 入札書等の提出期限は、(1)アに定めた開札予定時刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間（以下「提出期間」という。）とする。

エ 入札参加者は、入札書等を提出しなければならない。

オ 提出期間外に提出した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

カ 提案様式1から4までに添付する資料及び入札参加資格を確認するための資料は開札後に提出を求めるものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第12条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当

する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付義務は免除する。

(6) 契約保証金に関する事項

ア 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

イ 契約保証金の納付の方法、納付の免除等は、契約事務取扱規程第31条から第33条までの規定に定めるところによる。

(7) 入札の不成立

開札日において、実施要領第13条の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。

(8) 失格について

実施要領第14条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

※再度公告をして行う入札においては、(7)、(8)に代わり、この枠内
を用いる。

(7) 失格について

実施要領第14条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札状況の公表予定

公表日 ○○ 年 月 日 ()

(2) 落札予定について

落札予定日 ○○ 年 月 日 ()

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、大学ホームページに掲載する。

6 審査に関する事項等

(1) 入札参加資格要件の審査は、実施要領第17条の規定に基づき、提出された技術提案等により行う。

(2) 一度提出された技術提案の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

7 低入札価格調査に関する事項

開札後、低入札価格調査基準価格を下回っている者には、公立大学法人和歌山県立医科大学低入札価格調査実施要領（平成21年6月17日制定）（以下「低入札要領」という。）に基づく関係様式の提出を求めるものとする。

8 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、(2) 総合評価の方法

によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合し履行がなされないと認められた者は除くものとする。

イ 入札執行者は、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に係る職員にくじを引かせて決定するものとする。

（2）総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を与える。加算点の最高点数は○点とする。

また、標準点は100点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

（3）価格以外の評価点

1) 評価項目

ア 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

（ア）○○○についての提案

・・・

イ 配置予定技術者の能力

（ア）配置予定技術者が主任（監理）技術者として従事した工事で、○○年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点の平均値

（イ）優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の有無又は平成○○年度以降の主任（監理）技術者として従事した工事の和歌山県県土整備部優良工事表彰受賞の有無

（ウ）継続教育（CPD）の取り組み状況

ウ 地域貢献

（ア）○○○の本店の所在の有無

（イ）企業育成への取り組み

（ウ）県産品、リサイクル製品の積極利用

2) 留意事項

ア 1) アからウの評価項目の詳細は技術提案作成要領による。

イ 技術提案は確実に施工ができるものとすること。

ウ 技術提案に記載のない場合、また適正と認められない場合は失格とすることがある。

エ 過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しないものとする。

（4）評価内容の担保

受注者の責で採用された技術提案のとおりに施工が成されなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。さらに、工事のやり直しを命じ、又は、契約金額の減額もしくは損害賠償請求を行う場合がある。また、引渡し後において、技術提案の不履行

が確認された場合においても、工事成績評定の減点を行うとともに、上記と同様の措置等を課す場合がある。

9 入札参加資格要件不適格の決定

(1) 落札候補者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知をするものとする。

(2) 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

10 入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明

9 (1) による通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、実施要領第21条の規定に基づき、当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

11 契約変更の取扱

技術提案の内容に基づく設計変更は行わないが、契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、変更契約の対象とし、技術提案の内容の見直しを行うものとする。

12 契約に関する事項

(1) 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が、実施要領第3条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わなものとする。

(2) 低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

イ 監理技術者の他に同等の要件を満たす専任の技術者の配置を求めることがある。

ウ 土木工事施工管理基準等における品質管理基準に規定された施工に関する試験頻度を2倍とする。

13 留意事項

4 (2) アに規定する工事費内訳書の様式については、3 (3) アの間、16に掲げる場所で交付する。

14 特記事項

開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第17条の規定に基づく技術提案の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。

15 封筒の記載例

工事年度・工事番号 ○○年度○○○第○○○号

工事名 ○○○工事

工事場所 ○○市（町）○○地内

商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名）

建設業許可番号（共同企業体の場合は共同企業体代表幹事の建設業許可番号）

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先（電話番号） _____

担当者連絡先（ファクシミリ番号） _____

16 その他

この条件付き一般競争入札及び契約事務の担当する発注課（室）の名称及び所在地

(1) 名称

公立大学法人和歌山県立医科大学 ○○課（室）

(2) 所在地

○○市（町）○○○

郵便番号 ○○○-○○○○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○

e-mail ○○@wakayama-med.ac.jp

別記参考様式－7 (標準型)

技術提案作成要領

1 工事概要

- (1) 工事年度・工事番号 ○○第○号
- (2) 工事名 ○○○○工事
- (3) 工事場所 ○○市(○○町) ○○地内
以下、入札公告を参照のこと。

2 入札書等の提出方法等

入札書、工事費内訳書及び技術提案のうち提案様式1から4まで（提案様式1に参考資料を添付する場合は参考資料を含む。）（以下「入札書等」という。）は、入札公告「4 入札等」で指定する持参方式の入札以外認められない。

3 技術提案の様式及び提出方法

- (1) 技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。
 - ア 技術提案提出書（様式1）
 - イ 同種工事の施工実績（様式2）
 - ウ 配置予定技術者の経験（様式3）
 - エ 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案
 - (ア) 技術提案（提案様式1）
 - (i) ○○○○○○○についての提案
 - (ii) ○○○○○○○についての提案
 - オ 配置予定技術者の資格等（提案様式2）
 - カ 県産品、リサイクル製品の積極利用（提案様式3）（その1）及び（その2）
 - キ 配置予定技術者の工事成績（提案様式4）
 - (2) 様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。
 - (3) 技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。
 - (4) 公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。
ただし、提案様式1（参考資料を含む。）及び2から4まで（添付資料を除く）は入札時に提出するものとする。

4 技術提案の内容に関する留意事項

(1) 同種工事の施工実績

- ア ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の施工実績の中から代表的なものを1件、様式2に記載するものとする。
- イ 共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。
- ウ 記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、請負契約書の写し（工事名、工期、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるも

の)、発注者が発行する施工実績証明書(写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ)、受領書が付いたC O R I N S 竣工時工事カルテ等のいずれかの書類を添付すること。

(2) 配置予定技術者の経験

ア ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡が完了した工事で、配置予定技術者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として○○による○○工事の施工経験の中から代表的なものを1件、様式3に記載するものとする。

イ 共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。

ウ 記載した施工経験のすべての内容が確認できる資料として、請負契約書の写し(工事名、工期、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)、発注者が発行する施工実績証明書(写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ。)、受領書が付いたC O R I N S 竣工時工事カルテ等のいずれかの書類を添付すること。

なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。

(3) 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

ア 提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それぞれについて提案様式1を作成し、記載するものとする。

(i)○○○○○○○についての提案

(ii)○○○○○○○についての提案

・・・・・

イ 提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

ウ その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

(4) 配置予定技術者の資格等

ア 当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を提案様式1に記載し、資格等の写し(実務経験による場合は経歴書等)を添付すること。

イ 継続教育(C P D)認証(各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。)の有無について提案様式2に記載し、証明書(証明期間の最終日については入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。)の写しを添付すること。

記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。

建設系継続教育と認めるのは以下の団体の証明とする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・空気調和、衛生工学会 | ・建設コンサルタンツ協会 |
| ・地盤工学会 | ・全国土木施工管理技士会連合会 |
| ・土木学会 | ・日本環境アセスメント協会 |
| ・日本技術士会 | ・日本造園学会 |
| ・日本都市計画学会 | ・農業農村工学会 |
| ・日本建築士会連合会 | |

ウ 配置予定技術者の優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の有無を記載し、顕彰状の写

しを添付すること。ただし、入札書を提出した日までに平成〇〇・〇〇年度入札参加資格における地方基準点数の当該項目の加点のあるものは、添付を要しない。

共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

- エ 当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに主任（監理）技術者として従事した工事の和歌山県県土整備部優良工事表彰受賞の有無を記載し、表彰状の写しを添付すること。

共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

- オ 当該工事に配置予定の技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること。）を有する必要があるため、確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳または所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。

- カ 当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。

【以下、予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

ただし、当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。

【キ】【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を添付すること。

- ク 落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、やむを得ない場合は変更できるものとするが、その場合は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

- ケ 単体企業、若しくは共同企業体で有する監理技術者の数（〇名以上）を確認できる資料として、〇〇工事の監理技術者証の写しを添付すること。

（5）県産品、リサイクル製品の積極利用

県産品、リサイクル製品の積極利用について、提案様式3に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

- ① 当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

- ② 入札書を提出した日から起算して1年前までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建

築・設備工事等) 成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

③ 仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

(6) 配置予定技術者の工事成績

ア 配置予定技術者が主任(監理)技術者として従事した工事で、○○年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡が完了した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)の工事成績評定点を提案様式4に全て記載すること。

ただし、工事の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。

なお、主任(監理)技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者となりうる資格を有し、現場代理人として従事した工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を提案様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人として全工事期間に配置されたものに限る。

イ 共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。

(7) 配置予定技術者

4(2)、(4)及び(6)において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき各提案様式1枚とする。また、審査においては、資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。

また、落札候補者となった場合は、記載した全ての配置予定者の添付書類を提出すること。

(8) 落札者決定基準

落札者決定基準は別紙参考様式-1(その3)のとおりとする。

(9) 総合評価の評価項目資料

総合評価の評価項目資料は別紙-2のとおりとする。

(10) 社会保険等の加入状況

開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第15条の規定に基づく書面による技術提案等の提出指示を受けた入札者は、雇用保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していることを証明するため、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書)の写しを添付すること。

ただし、当該通知書における加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となった場合は、それぞれ当該事実を証明する以下の書類も併せて添付すること。

- ・「未加入」であった後に「加入」となった場合は、雇用保険にあっては、「領収書通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書」、又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」のいずれかの写しを、健康保険及び厚生年金保険にあっては、「領収書」、「社会保険料納入証明（申請）書」、又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写しも併せて添付すること。
- ・「未加入」であった後に「適用除外」となった場合は、社会保険等に関する誓約書（別記様式1）を添付すること。

5 苦情申し立て

- (1) 法人は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。
- (2) 入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年和医大規程第58号）第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、法人に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領第7号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
- (4) 法人は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。
- (5) 苦情申立書の受付窓口、受付時間

苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。

受付窓口：〒〇〇〇一〇〇〇〇
〇〇市（町）〇〇〇〇

公立大学法人和歌山県立医科大学 〇〇課（室）

受付時間：休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

6 その他の留意事項

- (1) 入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、公立大学法人和歌山県立医科大学契約等事務取扱規程第4条の規定に基づき入札に参加させないことがある。
- (4) 提出された技術提案は、返却しない。
- (5) 技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあった場合には、その内容を大学ホームページに掲載する。

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市（町）〇〇〇〇
公立大学法人和歌山県立医科大学 〇〇課（室）
電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式1（標準型）【県内限定】

技術提案提出書

工事番号：平成〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領第3条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 様式2及び同種工事の施工実績を証明する書類
- 2 様式3及び配置予定技術者の経験を証明する書類
- 3 配置予定技術者の資格を証明する書類
- 4 優良工事表彰受賞の表彰状の写し（技術者）（有・無）
- 5 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の顕彰状の写し（有・無）
- 6 繙続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）

【7】【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

専任をする主任技術者の兼務届出書

※他の工事の配置予定技術者と兼務する場合のみ

- 8 県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し又はけんさんぴん登録通知書等）（有・無）
- 9 特定建設業の許可を受け、継続して〇年を経過していることを証明する書類
- 10 〇〇工事の監理技術者証の写し（〇名分以上）
- 11 社会保険の加入状況を証明する書類

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 〇 〇 〇 〇 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(様式2) (標準型) 【県内限定】

同種工事の施工実績

工事名 :

会社名 :

同種工事の条件		平成〇〇年4月1日以降から入札書を提出した日までに、元請けとして完成し、引渡しが完了した同種工事の施工実績 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、経常建設共同企業体にあっては、構成員の実績を認める。
工事名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事 (C O R I N S 登録番号)
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
	契約金額	(全体の金額を円単位で記入する)
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体 / 〇〇・〇〇・〇〇 J V (出資比率〇〇%)
工事概要	構造・型式	・〇〇工事 〇〇m
	規模・寸法等	
	使用材料・数量	
	施工条件	・地形地質条件 ・施工方法

※ 記載欄の明示は記入例である。

- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のC O R I N S の写しを添付すること。
- ※ C O R I N S に登録されていない場合は、契約書（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写しを添付すること。
- ※ O R I N S 又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。

(様式 3) (標準型) 【県内限定】

配置予定技術者の経験

工事名 :

会社名 :

配置予定技術者の従事役職・氏名		○○技術者 ○○ ○○
工事経験の条件		平成○○年4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして完成 ・引渡しが完了した同種工事の従事経験 共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のもの に限る。
工 事 経 験 の 概 要	工事名称	○○○○○工事 (C O R I N S 登録番号)
	発注機関名	○○○○○○
	工事場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○, ○○○, ○○○円
	工期	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日
	受注形態等	単体 / ○○・○○・○○ J V (出資比率○○%)
	従事役職、従事期間	現場代理人・主任技術者・監理技術者 平成○年○月○日～平成○年○月○日【従事期間が工期と異なる場合は必ず記載】
	工 事 内 容	構造・型式 規模・寸法等 使用材料・数量 施工条件

※ 記載欄の明示は記入例である。

- ※ 主任(監理)技術者又は現場代理人として配置された工事を対象とする。
- ※ 工期と従事期間が異なる場合には必ず従事期間を記載すること。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のC O R I N S の写しを添付すること。
- ※ C O R I N S に登録されていない場合は、契約書又は施工実績証明書(工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)の写しを添付すること。
なお、契約書の写し及び施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。
- ※ C O R I N S 又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名 :

工事

■技術提案事項	○○○○○○についての提案
---------	---------------

具体的な提案

1. 具体的な提案内容

番号	具体的な提案内容	期待される効果	発注仕様との相違
	<p>○具体的な提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案事項1項目につき、本様式(A4サイズ)1枚とする。 ・フォントサイズは10.5ポイント以上で縦横等倍とする。 ・具体的かつ簡潔に記載すること。 ・提案数が複数となる場合は、1つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、提案数は最大5提案とする。 (独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても1つの提案と見なし評価することがある。) ・1つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」および「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価の対象としない。 <p>「発注仕様との相違点」の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合 「発注仕様では施工しない」と記載 ●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合 両方を記載(例:○○による施工→□□による施工) ●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合 両方を記載(例:○○本→□□本) <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な技術提案の評価において、着目点以外の提案については評価しない。 ・具体的な技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。 <p>○参考資料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案事項1項目につき○枚を限度に参考資料(様式自由、○○サイズ以内)を添付できるものとする。 ・参考資料に記載する内容は、提案様式1に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案様式1および参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式1を含めた提出順に1枚目を提案様式1、○枚目及び○枚目を参考資料と判断し評価する。 ・技術提案(施工不可と判断されたものを除く。)は全て履行義務を負うものとする。 		

2. 利用条件

参考資料の有無	有り	無し
---------	----	----

提案会社名 : _____

(提案様式2) (標準型) 【県内限定】

配置予定技術者の資格等

工事名 :

会社名 : _____

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会
優良工事表彰受賞の有無	有り	和歌山県 平成〇〇年度
優秀施工者顕彰受賞の有無	有り	平成〇〇年度

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 資格等の写し（実務経験による場合は経歴書等）を添付すること。
- ※ C P Dの証明書の写しを添付すること。
- ※ 当該年度を含まない3ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに優良工事表彰の受賞又は優秀施工者顕彰の受賞がある場合は、表彰状の写しを添付すること。
- ※ 継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
【以下、予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】
ただし、当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。
- ※ 【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】
当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式 3) (標準型) 【県内限定】

県産品、リサイクル製品の積極利用（その1）

工事名：

会社名：_____

①当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに加点評価された同業種の工事「2～5件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	2. 93点	
2	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	4. 13点	

※ 記載例の明示は記入例である。

- ※ 工事成績評定結果通知書において、「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2. 93点以上）のあつた同業種の工事を記載すること。（発注業種と同じ業種の実績のみ記載。例えば、土木一式工事の実績は土木一式工事）
- ※ 工事成績は和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。
- ※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。
- ※ 工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

②入札書を提出した日から起算して1年前までに加点評価された同業種の工事「1件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	2. 9 3点	

※ 記載例の明示は記入例である。

※ 留意事項については、上記①と同様とする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式3) (標準型) 【県内限定】

県産品、リサイクル製品の積極利用（その2）

工事名：

会社名：

③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用

提案の有無	・有り •無し	
提案	仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、下記のとおり仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用します	
仕様書における建設資材の名称	○○○○○	
使用する県産品建設資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○	
規格・型番等	○○○○○	
製造事業者等の名称	○○○○○	
製造事業者等の住所	○○○○○	
登 録 又 は 認 定 の 有 無	有り	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H○○-○○ ・県認定リサイクル番号 ○○-○○ (県産) (和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載) ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ •本社本店等の所在地 ○○市○○ を購入し使用する。 ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ •事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○ •製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。
	無し	

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ 購入建設資材等を評価対象とし、諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とする。
- ※ 「登録又は認定の有無」の欄については、「有り」か「無し」のいずれかに記載すること。
- ※ 県産品建設資材については次のHPを参考として下さい。
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>
- ※ 県産認定リサイクル製品については次のHPを参考として下さい。
http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html
- ※ 紀州材認証システムについては次のHPを参考として下さい。
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kishuzai/03iedukuri/kisyuuzaininnsyousystem.html>
- ※ 県産品建設資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式4) (標準型) 【県内限定】

配置予定技術者の工事成績

工事名:

会社名:

技術者氏名:

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期(配置期間)	工事成績
1	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	〇〇点
2	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 【平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日】	〇〇点
3				
4				
5				
6				
7				
平均			〇〇.〇点	

※ 記載例の明示は記入例である。

※ 主任(監理)技術者として配置された工事を対象とする。(工期の1/2以上配置されたものに限る)

※ 主任(監理)技術者として配置された対象工事がない場合は、主任技術者となりうる市価か卯を有し、現場代理人として配置された工事を対象とする。(全工事期間に配置されたものに限る。)

※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。

※ 工事成績は契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)に限る。

※ 平成〇〇年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして完成し、引渡しが完了した工事とする。

※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。

※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。

※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。

通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。

※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。

※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

参考様式 【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

専任を要する主任技術者の兼務届出書

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 ○ ○ ○ 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成〇〇年度〇〇第〇号 〇〇〇〇工事の現場に配置する専任を要する主任技術者について、下記の工事を兼務させてるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

記

1 兼務する工事

発注者						
工事番号						
工事名						
工期	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日	まで		
施工箇所						
技術者氏名		技術者の従事役				

注(1) 専任を要する監理技術者については他の工事を兼務できない。

(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。

ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2 兼務させる理由

	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
	施工にあたり相互に調整を要するため（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む）

注（1）該当する理由に○印を付けること。

2 兼務工事箇所図

注(1)管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で通行可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2)応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

(別記様式1)

社会保険等に関する誓約書

私（当社）は、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

（健康保険・厚生年金保険）

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

平成〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

- 役員のみの法人であるため。
- 使用する労働者の全てが65歳に達した日以降において新たに雇用した者であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

平成〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

平成　　年　　月　　日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

所在 地

事業者名

代表者名

印

電話番号 () -

別記参考様式－8 (標準型) 【県内・県外混合】

入札公告例

○○○○工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

○○年月日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 ○○ ○○

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 ○○第○号
- (2) 工事名 ○○○○工事
- (3) 工事場所 ○○市(○○町) ○○地内
- (4) 工事概要 (例: ○○棟 鉄筋コンクリート3F建 改修面積 ○○平方メートル)
- (5) 工期 ○○日間 (○○年月日まで)
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 設定有り・事後公表
- (8) 施工形態 単体企業 (経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。)
- (9) 本工事は、入札時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
- (10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (11) 支払条件 前払金 有・無
中間前払金 有・無
部分払 有・無

- (12) 契約の保証 要・不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- (1) 公立大学法人和歌山県立医科大学契約事務取扱規程(平成18年4月1日制定。以下「契約事務取扱規程」という。)第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 和歌山県の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 建設業法に基づく○○工事業の特定建設業の許可を受け、継続して○年を経過している者であること。
- (5) 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年12月21日制定)に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (8) 談合等による損害賠償請求を和歌山県又は公立大学法人和歌山県立医科大学から受けていない者であること。

- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
- (10) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- (11) ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の施工実績を有すること。
- (12) ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての施工経験をもつ専任の監理技術者を配置できる者であること。
- (13) 和歌山県内に主たる営業所を有する者にあっては、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準（平成19年11月13日施行。以下「格付け基準」という。）に規定する入札参加資格認定通知書において、○○工事業の入札参加可能ランクが○ランクであり（入札参加可能ランク欄に○のみが記載されている場合だけでなく、複数のランクが記載されている場合でも、その中に○が含まれていれば該当する。）、かつ○○工事業の総合点数が○○○点以上であること。また、和歌山県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者にあっては、和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱（平成14年5月22日制定）第3条第2項に規定する○○工事業の総合点数が、○○○点以上であること。
- (14) ○○工事の監理技術者が○名以上在籍すること。
- (15) 格付け基準における格付けの取り消しを受けていない者であること。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、技術提案の提出等、当該審査に係る事前の手続きは要しない。
- (2) 技術提案作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 ○○年月日（）から○○年月日（）までの公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年和医大規程第58号）第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで
 - イ 交付場所 15に掲げる場所で交付する。
- (2) 技術提案作成要領は和歌山県立医科大学ホームページ入札情報（以下「大学ホームページ」という。）（<http://www.wakayama-med.ac.jp/nyusatsu/index.html>）に掲載する。
- (3) 設計図書等は、入札参加希望者に無料で次により貸与する。
 - ア 貸与期間 ○○年月日（）から○○年月日（）までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで
 - イ 貸与場所 15に掲げる場所で貸与する。
 - ウ 設計図書等は入札時に返却すること。
- (4) 設計図書等に対する質問及び回答
 - ア 受付期間 ○○年月日（）午前9時から○○年月日（）午後5時までの日間

イ 受付方法 公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領（平成20年6月17日制定。以下「実施要領」という。）に定める質問書により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 15に掲げる場所で受け付ける。

エ 回答予定日 ○○ 年 月 日 ()

オ 回答の閲覧方法 和歌山県立医科大学ホームページ入札情報（以下「大学ホームページ」という。）（<http://www.wakayama-med.ac.jp/nyusatsu/index.html>）に掲載する。

-----※3 (2) 枠内を用いる場合は、この枠内を用いる。-----

オ 回答の閲覧方法 大学ホームページに掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 開札予定日時及び場所

ア 開札日時 ○○ 年 月 日 () 午後○時から

イ 開札場所 ○○市(町) ○○○○

公立大学法人和歌山県立医科大学 ○階 ○○室

(2) 入札書等の提出について

ア 入札参加者は、入札書、工事費内訳書、技術提案のうち提案様式1から5（提案様式1に参考資料を添付する場合は参考資料を含む）（以下「入札書等」という。）及び和歌山県の建設工事入札参加資格を代表権委任者（支店長、営業所長等）として認定されている入札者にあっては、契約に伴う一切の権限を委任されていることを証する委任状（原本又は原本証明をしたもの）（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、(1)イに示す場所に持参し提出しなければならない。なお、郵便及び電信による提出は認められないものとする。

イ 入札書は代表者の記名押印したものとし、入札書を投函する者は代表者からの委任を要さない。

ウ 入札書等の提出期限は、(1)アに定めた開札予定時刻とし、開札予定時刻の5分前から開札予定時刻までを入札書等の提出可能期間（以下「提出期間」という。）とする。

エ 入札参加者は、入札書等を提出期間内に提出しなければならない。

オ 提出期間外に提出した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

カ 提案様式2から5までに添付する資料及び入札参加資格を確認するための資料を開札後に提出を求めるものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第12条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付義務は免除する。

(6) 契約保証金に関する事項

ア 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

イ 契約保証金の納付の方法、納付の免除等は、契約事務取扱規程第31条から第33条までの規定に定めるところによる。

(7) 入札の不成立

開札日において、実施要領第13条の各号のいずれにも該当しない入札書を提出した者が2者以上ないときは、この入札を不成立とする。

(8) 失格について

実施要領第14条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

※再度公告をして行う入札においては、(7)、(8)に代わり、この枠内
を用いる。

(7) 失格について

実施要領第14条の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札状況の公表予定

公表日 ○○ 年 月 日 ()

(2) 落札予定について

落札予定日 ○○ 年 月 日 ()

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、大学ホームページに掲載する。

6 審査に関する事項等

(1) 入札参加資格要件の審査は、実施要領第17条の規定に基づき、提出された技術提案等により行う。

(2) 一度提出された技術提案の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

7 低入札価格調査に関する事項

開札後、低入札価格調査基準価格を下回っている者には、公立大学法人和歌山県立医科大学低入札価格調査実施要領（平成21年6月17日制定）（以下「低入札要領」という。）に基づく関係様式の提出を求めるものとする。

8 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合し履行がなされないと認められた者は除くものとする。

イ 入札執行者は、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に關係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

（2）総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を与える。加算点の最高点数は○点とする。

また、標準点は100点とする。

イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

（3）価格以外の評価点

1) 評価項目

ア 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

（ア）○○○についての提案

・・・

イ 企業の施工能力

○○年4月1日から公告の日の前日までに、元請として工事目的物が完成し、引渡が完了した○○による○○○○工事の施工実績及び工事成績評定点

ウ 配置予定技術者の能力

（ア）配置予定技術者が主任（監理）技術者として従事した工事で、○○年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡が完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点の平均値

（イ）継続教育（CPD）の取り組み状況

エ 地域貢献

（ア）県内の本店の所在の有無

（イ）県内企業育成への取り組み

（ウ）県産品、リサイクル製品の積極利用

2) 留意事項

ア 1) アからエの評価項目の詳細は技術提案作成要領による。

イ 技術提案は確実に施工ができるものとすること。

ウ 技術提案に記載のない場合、また適正と認められない場合は失格とすることがある。

エ 過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しないものとする。

（4）評価の担保

受注者の責で採用された技術提案のとおりに施工が成されなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。さらに、工事のやり直しを命じ、又は、契約金額の減額もしくは損害賠償請求を行う場合がある。また、引渡し後において、技術提案の不履行が確認された場合においても、工事成績評定の減点を行うとともに、上記と同様の措置等を課す場合がある。

9 入札参加資格要件不適格の決定

- (1) 落札候補者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知をするものとする。
- (2) 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

10 入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明

9 (1) による通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、実施要領第21条の規定に基づき、当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

11 契約変更の取扱い

技術提案の内容に基づく設計変更は行わないが、契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、変更契約の対象とし、技術提案の内容の見直しを行うものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が、実施要領第3条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。
- (2) 低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
 - イ 監理技術者の他に同等の要件を満たす専任の技術者の配置を求めることがある。
 - ウ 土木工事施工管理基準等における品質管理基準に規定された施工に関する試験頻度を2倍とする。

13 留意事項

4 (2) アに規定する工事費内訳書の様式については、3 (3) アの間、16に掲げる場所で交付する。

14 特記事項

開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第17条の規定に基づく技術提案の提出指示を受けた入札者は、不当要求行為等の防止に係る誓約書を併せて提出すること。

15 封筒の記載例

工事年度・工事番号 ○○年度○○○第○○○○号
工事名 ○○○工事
工事場所 ○○市（町） ○○地内
商号又は名称（共同企業体の場合は、共同企業体名）

建設業許可番号（共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先（電話番号） _____

担当者連絡先（ファクシミリ番号） _____

16 その他

この条件付き一般競争入札及び契約事務の担当する発注課（室）の名称及び所在地

(1) 名称

公立大学法人和歌山県立医科大学 ○○課（室）

(2) 所在地

○○市（町） ○○○

郵便番号 ○○○-○○○○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○○

ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○○

e-mail ○○@wakayama-med.ac.jp

別記参考様式－9 (標準型)【県内・県外混合】

技術提案作成要領

1 工事概要

- (1) 工事年度・工事番号 ○○第○号
- (2) 工事名 ○○○○工事
- (3) 工事場所 ○○市(○○町) ○○地内
以下、入札公告を参照のこと。

2 入札書等の提出方法等

入札書、工事費内訳書及び技術提案のうち提案様式1から5まで（提案様式1に参考資料を添付する場合は参考資料を含む）（以下「入札書等」という。）は、入札公告「4 入札等」で指定する持参方式の入札以外認められない。

3 技術提案の様式及び提出方法

- (1) 技術提案の様式は、技術提案作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。

- ア 技術提案提出書（様式1）
- イ 配置予定技術者の経験（様式2）
- ウ 配置予定技術者（代表幹事以外の構成員が配置）の資格（様式3）
- エ 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案
 - (ア) 技術提案（提案様式1）
 - (i) ○○○○○○○についての提案
 - (ii) ○○○○○○○についての提案
 - オ 同種工事の施工実績等（提案様式2）
 - カ 配置予定技術者の資格等（提案様式3）
 - キ 県産品、リサイクル製品の積極利用（提案様式4）（その1）及び（その2）
 - ク 配置予定技術者の工事成績（提案様式5）

- (2) 様式のサイズはA4判（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。

- (3) 技術提案は技術提案提出書（様式1）に記載のある提出資料順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。

- (4) 法人から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術提案を書面により提出しなければならないものとする。

ただし、提案様式1（参考資料を含む）及び2から5まで（添付資料を除く）は入札時に提出するものとする。

4 技術提案の内容に関する留意事項

(1) 配置予定技術者の経験

ア ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した工事で、配置予定技術者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として○○による○○工事の施工経験の中から代表的なものを1件、様式2に記載するものとする。

ただし、工期の1／2以上配置されたものに限る。

共同企業体の場合は、代表幹事が配置する予定の技術者についてのみ記載すること。

- イ 共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。
- ウ 記載した施工経験のすべての内容が確認できる資料として、請負契約書の写し（工事名、工期、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）、受領書が付いたCORS竣工時工事カルテ等のいずれかの書類を添付すること。

なお、契約書の写し又は施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。

（2）工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

- ア 提出を求める提案は以下に示すとおりであり、それぞれについて提案様式1を作成し、記載するものとする。

(i) ○○○○○○についての提案

(ii) ○○○○○○についての提案

・・・・・

- イ 提案を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。

- ウ その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

（3）同種工事の施工実績等

- ア ○○年4月1日から入札書を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した○○による○○工事の施工実績の中から代表的なものを1件、提案様式2に記載するものとする。共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。

【共同企業体の場合は、代表幹事の施工実績のみ記載すること。】

- イ 記載する工事を選定する優先順位は、原則として国土交通省発注の県内工事並びに和歌山県発注の県土整備部工事成績評定で要領若しくは（建築・設備工事等）成績評定要領若しくは農林水産部工事成績評定要領若しくは教育庁工事等成績評定要領により評定を行う工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）、その他国土交通省及び和歌山県発注工事、その他公共機関発注工事の順位とする。

- ウ 記載した施工実績のすべての内容が確認できる資料として、請負契約書の写し（工事名、工期、工事内容、及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）、受領書が付いたCORS竣工時工事カルテ等のいずれかの書類を添付すること。

- エ 国土交通省発注の和歌山県内の工事又は和歌山県発注の県土整備部工事成績評定要領若しくは県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領若しくは農林水産部工事成績評定要領若しくは教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を実績とする場合は、当該工事にかかる工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。工事成績が確認できない場合又は65点未満の場合は評価の対象としない。

（4）配置予定技術者の資格等

ア 当該工事に配置予定の技術者について、氏名、取得している資格等を提案様式1に記載し、資格等の写し（実務経験による場合は経歴書等）を添付すること。

イ 継続教育（CPD）認証（各団体推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）の有無について提案様式2に記載し、証明書（証明期間の最終日については入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。）の写しを添付すること。

記載する優先順位は、建設系継続教育の内、当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育、その他の継続教育の順位とする。

建設系継続教育と認めるのは以下の団体の証明とする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・空気調和、衛生工学会 | ・建設コンサルタンツ協会 |
| ・地盤工学会 | ・全国土木施工管理技士会連合会 |
| ・土木学会 | ・日本環境アセスメント協会 |
| ・日本技術士会 | ・日本造園学会 |
| ・日本都市計画学会 | ・農業農村工学会 |
| ・日本建築士会連合会 | |

ウ 当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その技術者については、継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在すること）を有する必要があるため、確認できる書類（「健康保険被保険者証」及び「賃金台帳または所得税源泉徴収簿」等の写し）を添付すること。

エ 当該工事に配置予定の技術者が専任を要する場合、その配置予定の技術者が技術提案提出日において他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。

【以下、予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】
ただし、当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。

【オ】【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を添付すること。

カ 落札者は、技術提案に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。ただし、やむを得ない場合は変更できるものとするが、その場合は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

キ 単体企業【、若しくは共同企業体】で有する監理技術者の数（○名以上）を確認できる資料として、○○工事の監理技術者証の写しを添付すること。

（5）県産品、リサイクル製品の積極利用

県産品、リサイクル製品の積極利用について、提案様式4に記載すること。評価においては下記の①②③の基準で行う。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

① 当該年度を含まない2ケ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに完成し、引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県

「产品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。以下同じ。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

② 入札書を提出した日から起算して1年前までに完成・引渡しが完了した同業種の工事で、和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県产品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

③ 仕様書に明記している県产品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県产品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県产品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

（6）配置予定技術者の工事成績

ア 配置予定技術者が主任（監理）技術者として従事した工事で、〇〇年4月1日から公告の日の前日までに工事目的物が完成し、引渡しが完了した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の工事成績評定点を提案様式5に全て記載すること。

ただし、工事の1/2以上配置されたものに限るとともに、当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。

なお、主任（監理）技術者として従事した対象工事がない場合は、主任技術者となりうる資格を有し、現場代理人として従事した工事で、上記条件に該当する工事成績評定点を提案様式4に全て記載すること。この場合、対象とするのは現場代理人として全工事期間に配置されたものに限る。

イ 共同企業体構成員としての工事成績評定点は、出資比率が20%以上の場合に限る。

（7）配置予定技術者

4（1）、（4）及び（6）において、入札時に配置予定者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。ただし、複数の候補者を記載する場合は、候補者1名につき各提案様式1枚とする。また、審査においては、資格等の評価が低い配置予定技術者で行う。

また、落札候補者となった場合は、記載した全ての配置予定者の添付資料を提出すること。

（8）落札者決定基準

落札者決定基準は別紙-1のとおりとする。

(9) 総合評価の評価項目資料

総合評価の評価項目資料は別紙－2のとおりとする。

(10) 社会保険等の加入状況

開札後に入札参加資格要件の審査における実施要領第15条の規定に基づく書面による技術提案等の提出指示を受けた入札者は、雇用保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していることを証明するため、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書）の写しを添付すること。

ただし、当該通知書における加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となった場合は、それぞれ当該事実を証明する以下の書類も併せて添付すること。

- ・「未加入」であった後に「加入」となった場合は、雇用保険にあっては、「領収書通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書」、又は「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」のいずれかの写しを、健康保険及び厚生年金保険にあっては、「領収書」、「社会保険料納入証明（申請）書」、又は「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」のいずれかの写しも併せて添付すること。
- ・「未加入」であった後に「適用除外」となった場合は、社会保険等に関する誓約書（別記様式1）を添付すること。

5 苦情申し立て

- (1) 法人は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適格通知書により通知するものとする。
- (2) 入札参加資格要件不適格通知書を受理した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（公立大学法人和歌山県立医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成18年和医大規程第58号）第3条に規定する週休日、第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、法人に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領第9号様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
- (4) 法人は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。
- (5) 苦情申立書の受付窓口、受付時間

苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。

受付窓口：〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市（町）〇〇〇〇

公立大学法人和歌山県立医科大学 〇〇課（室）

受付時間：休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

6 その他の留意事項

- (1) 入札書等、技術提案及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

- (2) 技術提案は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 技術提案に虚偽の記載をした者は、当該工事の落札者として決定されない。また、公立大学法人和歌山県立医科大学契約等事務取扱規程第4条の規定に基づき入札に参加させないことがある。
- (4) 提出された技術提案は、返却しない。
- (5) 技術提案の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあった場合には、その内容を大学ホームページに掲載する。

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市（町）〇〇〇〇

公立大学法人和歌山県立医科大学 〇〇課（室）

電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式1（単体企業）（標準型）【県内・県外混合】

技術提案提出書

工事番号：平成〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領第3条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 様式2及び配置予定技術者の経験を証明する書類
- 2 同種工事の施工実績を証明する書類
- 3 上記工事の工事成績評定結果通知書の写し（有・無）
- 4 配置予定技術者の資格を証明する書類
- 5 繙続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）

【6】【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

専任をする主任技術者の兼務届出書

※他の工事の配置予定技術者と兼務する場合のみ

- 7 県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し又はけんさんびん登録通知書等）（有・無）
- 8 特定建設業の許可を受け、継続して〇年を経過していることを証明する書類
- 9 〇〇工事の監理技術者証の写し（〇名分以上）
- 10 社会保険等の加入状況を証明する書類

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 〇 〇 〇 〇 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

様式 1 (共同企業体) (標準型) 【県内・県外混合】

技術提案提出書

工事番号：平成〇〇年度 〇〇 第〇号

工事名：〇〇工事

上記工事に係る条件付き一般競争入札の入札参加資格要件等を証明するため、下記の技術提案を提出します。

なお、公立大学法人和歌山県立医科大学建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・持参方式）実施要領第3条第1項に規定する入札参加資格要件を満たす者であること並びに提出資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 様式 2 及び配置予定技術者の経験を証明する書類
- 2 様式 3 及び配置予定技術者（代表幹事以外の構成員が配置）の資格を証明する書類
- 3 同種工事の施工実績を証明する書類
- 4 上記工事の工事成績評定結果通知書の写し（有・無）
- 5 配置予定技術者（代表幹事が配置）の資格を証明する書類
- 6 繙続教育（CPD）の証明書の写し（有・無）

【7】【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

専任をする主任技術者の兼務届出書

※他の工事の配置予定技術者と兼務する場合のみ

- 8 県産品、リサイクル製品の積極利用を証明する書類（工事成績評定結果通知書の写し又はけんさんぴん登録通知書等）（有・無）
- 9 建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）（別記第1号様式）
- 10 特定建設工事共同企業体協定書の写し（別記第2号様式）
- 11 構成員全員の特定建設業の許可を受け、継続して〇年経過していることを証明する書類
- 12 共同企業体の構成員が有する〇〇工事の監理技術者証の写し（〇名分以上）
- 13 社会保険等の加入状況を証明する書類

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 〇〇〇〇 様

名 称	特定建設工事共同企業体
所在地	
代表者商号	
代表者氏名	印
所在地	
構成員商号	
代表者氏名	印

(様式 2) (標準型) 【県内・県外混合】

配置予定技術者の経験

工事名 :

会社名 :

配置予定技術者の従事役職・氏名		○○技術者 ○○ ○○
工事経験の条件		平成○○年4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして完成 ・引渡しが完了した同種工事の従事経験 共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のもの に限る。
工 事 經 驗 的 概 要	工事名称	○○○○○工事 (C O R I N S 登録番号)
	発注機関名	○○○○○○
	工事場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○○, ○○○, ○○○円
	工期	平成○年○月○日 ~ 平成○年○月○日
	受注形態等	単体 / ○○・○○・○○ J V (出資比率○○%)
	従事役職、従事期間	現場代理人・主任技術者・監理技術者 平成○年○月○日～平成○年○月○日【従事期間が工期と異なる場合は必ず記載】
	工 事 内 容	構造・型式 規模・寸法等 使用材料・数量 施工条件

※ 記載欄の明示は記入例である。

- ※ 主任(監理)技術者又は現場代理人として配置された工事を対象とする。
- ※ 工期と従事期間が異なる場合には必ず従事期間を記載すること。
- ※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のC O R I N S の写しを添付すること。
- ※ C O R I N S に登録されていない場合は、契約書又は施工実績証明書(工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)の写しを添付すること。
なお、契約書の写し及び施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。
- ※ C O R I N S 又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

(様式3) (標準型) 【県内・県外混合】

配置予定技術者（代表幹事以外の構成員が配置）の資格

工事名：

会社名：

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○
	1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号)
法令等による資格・免許	

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 資格等の写し（実務経験による場合は経歴書等）を添付すること。

※ 特定建設工事共同企業体の場合は作成すること。

受付番号には何も記載しないでください。

(提案様式 1) (標準型) 【県内・県外混合】

受付番号 :

工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

工事名 :

工事

■技術提案事項	○○○○○○についての提案
---------	---------------

具体的な提案

1. 具体的な提案内容

番号	具体的な提案内容	期待される効果	発注仕様との相違
○具体的な提案について ・技術提案事項 1 項目につき、本様式（A4 サイズ）1枚とする。 ・フォントサイズは 10.5 ポイント以上で縦横等倍とする。 ・具体的かつ簡潔に記載すること。 ・提案数が複数となる場合は、1つの提案ごとに番号を付け、提案ごとに独立して記載すること。なお、提案数は最大 5 提案とする。 (独立した記載ではないと判断できる場合は、複数の提案であっても 1 つの提案と見なし評価することがある。) ・1 つの提案ごとに、「具体的な提案内容」に加えて、提案を実施することにより「期待される効果」および「発注仕様との相違点」も併せて記載することとし、記載がない場合は評価の対象としない。 「発注仕様との相違点」の記載について ●仕様書等には計上されていない項目を新規に計上する提案の場合 「発注仕様では施工しない」と記載 ●仕様書等に計上されている項目を変更する提案の場合 両方を記載（例：○○による施工→□□による施工） ●仕様書等に計上されている項目の数量を変更する場合 両方を記載（例：○○本→□□本） ・具体的な技術提案の評価において、着目点以外の提案については評価しない。 ・具体的な技術提案に記載のない場合、又は適正でない場合には失格とすることがある。 ○参考資料について ・技術提案事項 1 項目につき○枚を限度に参考資料（様式自由、○○サイズ以内）を添付できるものとする。 ・参考資料に記載する内容は、提案様式 1 に記載された具体的な提案内容の補足説明とし、参考資料にのみ記載された具体的な提案は評価の対象としない。 ○その他 ・提案様式 1 および参考資料それぞれについて、規定を超える枚数を提出した場合は、提案様式 1 を含めた提出順に 1 枚目を提案様式 1 、○枚目及び○枚目を参考資料と判断し評価する。 ・技術提案（施工不可と判断されたものを除く。）は全て履行義務を負うものとする。			

2. 利用条件

参考資料の有無	有り	無し
---------	----	----

提案会社名 :

(提案様式2) (標準型) 【県内・県外混合】

同種工事の施工実績等

工事名 :

会社名 :

同種工事の条件		平成〇〇年4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして完成し、引渡しが完了した同種工事の従事経験 共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、経常建設工事共同企業体にあっては、構成員の実績を認めること。	
工事経験の概要	工事名称	〇〇〇〇〇工事	(C O R I N S 登録番号)
	発注機関名	〇〇〇〇〇〇	
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇	
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日	
	受注形態	単体 又は 〇〇・〇〇・〇〇 J V (出資比率〇〇%)	
	工事成績	国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事の場合は工事成績を記入	
	工事内容	構造・型式	・〇〇工 〇〇〇m ²
	容	規模・寸法等	
共同企業体の代表幹事以外の構成員の同種工事実績		使用材料・数量	・コンクリート 〇〇〇m ³ ・ブロック 〇〇〇個
		施工条件	・地形地質条件 ・施工方法
		・無し ・有り	
※必要な場合のみ記載すること			

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 同種工事の施工実績等については、記載する工事のC O R I N S の写しを添付すること。

※ C O R I N S に登録されていない場合は、契約書又は施工実績証明書（工事名、工期・契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）の写しを添付すること。

なお、契約書の写し及び施工実績証明書については、従事期間が確認できる資料を添付すること。

※ C O R I N S 又は契約書で同種工事の施工実績が不明な場合については、構造図、数量総括表等を添付すること。

※ 施工実績が国土交通省発注県内工事又は和歌山県における県土整備部工事成績評定要領若しくは県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領若しくは農林水産部工事成績評定要領若しくは教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の場合は、工事成績評定結果通知書等の写しを添付すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式3) (標準型) 【県内・県外混合】

配置予定技術者の資格等

工事名 :

会社名 :

技術者

配置予定技術者の従事役職・氏名	○○技術者 ○○ ○○	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年月日及び登録番号) 監理技術者資格 (取得年月日、有効期限、登録番号及び所属会社) 監理技術者講習 (取得年月日、修了証番号)	
CPD(継続教育)の有無、証明機関	有り	一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会

- ※ 記載欄の明示は記入例である。
- ※ C P Dの証明書の写しを添付すること。
- ※ 資格等の写し (実務経験による場合は経歴書等) を添付すること。
- ※ 継続して3ヶ月以上の直接的な雇用関係を証明する書類を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が他の工事の配置技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しを添付すること。
【以下、予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】
ただし、当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は添付を要しない。
- ※ 【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】
当該工事に配置予定の専任の主任技術者について、他の工事の配置技術者と兼務する場合は、「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を添付すること。
- ※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式4) (標準型) 【県内・県外混合】

県産品、リサイクル製品の積極利用（その1）

工事名：

会社名：_____

①当該年度を含まない2ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに加点評価された同業種の工事「2～5件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	2. 93点	
2	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	4. 13点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 工事成績評定結果通知書において、「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2. 93点以上）のあった同業種の工事を記載すること。（発注業種と同じ業種の実績のみ記載。例えば、土木一式工事の実績は土木一式工事）

※ 工事成績は和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限る。

※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。

※ 工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。

②入札書を提出した日から起算して1年前までに加点評価された同業種の工事「1件」

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態	業種
	工事名称	施工場所	工期	県産品等の積極利用に係る加算点	
1	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体	〇〇一式
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	2. 93点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 留意事項については、上記①と同様とする。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式4) (標準型) 【県内・県外混合】

県産品、リサイクル製品の積極利用（その2）

工事名：

会社名：

③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用

提案の有無	・有り	・無し				
提案	仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、下記のとおり仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品を1品目全数使用します					
仕様書における建設資材の名称	○○○○○					
使用する県産品建設資材、県産認定リサイクル製品の名称	○○○○○					
規格・型番等	○○○○○					
製造事業者等の名称	○○○○○					
製造事業者等の住所	○○○○○					
登録又は認定の有無	<table border="1"> <tr> <td>有り</td> <td>けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H○○-○○ ・県認定リサイクル番号 ○○-○○ (県産)</td> </tr> <tr> <td>無し</td> <td>(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載) ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ ・本社本店等の所在地 ○○市○○ を購入し使用する。 ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ ・事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○ ・製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。</td> </tr> </table>	有り	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H○○-○○ ・県認定リサイクル番号 ○○-○○ (県産)	無し	(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載) ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ ・本社本店等の所在地 ○○市○○ を購入し使用する。 ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ ・事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○ ・製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。	
有り	けんさんびん登録番号又は県認定リサイクル製品番号を記載 ・けんさんびん登録番号 H○○-○○ ・県認定リサイクル番号 ○○-○○ (県産)					
無し	(和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号の「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」、第3号の「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」のうち、該当するいずれか一つを記載) ①県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品に該当 ・製造している企業名 (株) ○○○ ・本社本店等の所在地 ○○市○○ を購入し使用する。 ②紀州材認証システムにより認定された「紀州材」に該当 ・紀州材証明者登録番号 ○○○○○ ・事業者名 (株) ○○ ・樹種 ○○○○○ ・製品名、規格等 ○○○、△△△ を購入し使用する。					

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 購入建設資材等を評価対象とし、諸経費に含まれる資材や転用可能な資材等は対象外とする。

※ 「登録又は認定の有無」の欄については、「有り」か「無し」のいずれかに記載すること。

※ 県産品建設資材については次のHPを参考として下さい。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/kensanpin/index.html>

※ 県産認定リサイクル製品については次のHPを参考として下さい。

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/nintei/nintei_top.html

※ 紀州材認証システムについては次のHPを参考として下さい。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070600/kishuzai/03iedukuri/kisyuuzaininnsyousystem.html>

※ 県産品建設資材、県産認定リサイクル製品であることを証明する書類を添付すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず（その1）（その2）の両方を提出すること。

添付資料については、開札後に入札執行者からの求めにより提出すること。

(提案様式 5) (標準型) 【県内・県外混合】
配置予定技術者の工事成績

工事名:

会社名:

技術者氏名:

番号	年度 工事番号	発注事務所等名	契約金額	受注形態
	工事名称	施工場所	工期(配置期間)	工事成績
1	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	〇〇点
2	平成〇〇年度 〇〇第〇〇号	〇〇振興局建設部	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	単体
	〇〇線〇〇工事	〇〇市〇〇	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 【平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日】	〇〇点
3				
4				
5				
6				
7				
平均			〇〇.〇点	

※ 記載欄の明示は記入例である。

※ 主任(監理)技術者として配置された工事を対象とする。(工期の1/2以上配置されたものに限る)

※ 工期は最終の契約工期を記載し、技術者の途中交代があった場合は、工期と併せて配置期間を記載すること。

※ 工事成績は契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の和歌山県における県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)に限る。

※ 平成〇〇年4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして完成し、引渡しが完了した工事とする。

※ 当該入札参加者以外に所属して行った工事は対象としない。

※ 共同企業体での工事成績は、出資比率20%以上のものに限る。

※ 工事成績は工事成績評定結果通知書により記載すること。

通知書に記載されている工事成績が整数止めでない場合は小数第1位を四捨五入し、整数とすること。

※ 平均点は小数第1位を切り捨て、整数止めとすること。

※ 技術提案提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、候補者毎に資料を作成すること。

該当なき場合も、その旨記載し、必ず提出すること。

参考様式 【予定価格6,000万円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事以外に適用】

専任を要する主任技術者の兼務届出書

平成 年 月 日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 ○ ○ ○ 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成〇〇年度〇〇第〇号 〇〇〇〇工事の現場に配置する専任を要する主任技術者について、下記の工事を兼務させてるので届け出ます。なお、下記工事は発注者から配置技術者の兼務について了解を得ています。

記

1 兼務する工事

発注者						
工事番号						
工事名						
工期	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日	まで		
施工箇所						
技術者氏名		技術者の従事役				

注(1) 専任を要する監理技術者については他の工事を兼務できない。

(2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらない理由により、やむを得ず専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。

ただし、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2 兼務させる理由

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められるため
施工にあたり相互に調整を要するため(資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含む)

注(1) 該当する理由に○印を付けること。

2 兼務工事箇所図



注(1)管内図等を使用し枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載するとともに、自動車で通行可能な経路を記載し、経路距離を明記すること。

(2)応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、枠内に「同一箇所における兼務」と記載すること。

(別記様式1)

社会保険等に関する誓約書

私（当社）は、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
- 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

平成〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- 役員のみの法人であるため。
- 使用する労働者の全てが65歳に達した日以降において新たに雇用した者であるため。
- その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

平成〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

平成　　年　　月　　日

公立大学法人和歌山県立医科大学理事長 様

所在 地

事業者名

代表者名

印

電話番号 () -

入札執行調査（総合評議落札方式）

工事年数及竣工年数	年報	平成 優 権 (落札式)							
		請至基準 優 権 競争的取扱式(落札式)		請至基準 優 権 競争的取扱式(落札式)		請至基準 優 権 競争的取扱式(落札式)		請至基準 優 権 競争的取扱式(落札式)	
工事名		入札種別① 請	入札種別② 請	入札種別③ 請	入札種別④ 請	入札種別⑤ 請	入札種別⑥ 請	入札種別⑦ 請	
工事場所									
人材登録者 監督又は監修 者名									
工事年数									
竣工年数									
人材登録者 監督又は監修 者名									
監修登録者 監督又は監修 者名									

※上記金額は20%上相当する金額が法定上の入札価格である。

監修登録者 監督又は監修 者名	入札審査結果額	85%相当額	法定上の入札価格

公立大学法人箱根山梨立教大學
工事年度
工事種別
工事名
工事場所
予定竣工期日
竣工日時
実施方法
入札実況

入札整理書

年 月 日

<入札整理>

入札者名	入札額	競争率	新規加入額			結果				其他の評議会 会員 競争率	備考
			競争の 結果	新規加入額	競争率	新規加入額	競争率	新規加入額	競争率		

<開標用>

発札者名	発札額	発札額金額	発札額金額	発札額金額
発札額金額				

R.E.C.O.R.D. 上記金額は10万円未満の場合は千円未満を四捨五入した金額が計算上の入札金額です。

技術提案失格通知書

年　月　日

住　　所

商号又は名称

代表者氏名

和歌山県知事

先に提案のあった〇〇〇〇工事に係る技術提案の審査結果を下記のとおり通知します。

記

入札公告日	年　月　日		
工事名	〇〇〇〇建設工事		
予定価格 (税抜き)	円	(最低制限価格) 調査基準価格 (税抜き)	円
提案項目	失格理由		
〇〇の低減にかかる施工計画			
〇〇の低減にかかる工期設定			

なお、当職に対して失格の詳細理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、　　年　　月　　日までに〇〇部〇〇課へその旨を記載した書面を提出して下さい。

建設系継続教育（C P D）証明団体一覧表

団体名	推奨単位		備考
	1年間	その他	
空気調和・衛生工学会	50		
建設コンサルタンツ協会	50		
地盤工学会	50		
全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	
土木学会	50		
日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	
日本技術士会	50	150(3年間)	
日本建築学会	—		当面は評価の対象としない
日本コンクリート工学会	—		当面は評価の対象としない
日本造園学会	50		
日本都市計画学会	50		
農業農村工学会	50		
日本建築士会連合会	12		

- 各団体の推奨単位を満たしている者を評価する。

各団体が発行する証明書の添付を求めるが、この証明書は、証明期間の最終日が入札書を提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。

- 対象となる工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育をより高く評価する。

例) 1級土木施工管理技士の場合は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会

技術士の場合は、公益社団法人日本技術士会 が発行する証明書とする。